

平成30年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

平成30年3月8日(木)

平成30年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年3月8日(木) 開会 午前10時00分
散会 午後15時08分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	平松伸一	総務課長	長野好孝
税務会計課長	前知忠和	振興課長	伊藤明博
地域支援課長	加藤文一	住民福祉課長	原田英一
経済課長	金田新也	事業課長	伊藤久司
教育課長	内藤敏行		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗嶋賢司 書記 加藤寿基

平成 30 年第 1 回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町長提出議案大綱説明
- 日程第 5 教育方針説明
- 日程第 6 議案第 3 号 東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5 号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 号 東栄町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について
- 日程第 10 議案第 7 号 東栄町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 8 号 東栄町消防団員設置条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 9 号 東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 10 号 東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 11 号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 12 号 東栄町国民健康保険基金条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 13 号 東栄町後期高齢者医療条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 14 号 指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 15 号 東栄町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 19 議案第 16 号 平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 10 号）について
- 日程第 20 議案第 17 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 21 議案第 18 号 平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 22 議案第 19 号 平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 23 議案第 20 号 平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について

- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 平成 30 年度東栄町一般会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 30 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 30 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 30 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 30 年度東栄町園財産区特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 30 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 平成 30 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について

開 会

議長（伊藤芳孝君）

ただ今の出席議員は10名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から『平成30年第1回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布を申し上げてありでございます。

会議録署名議員の指名

議長（伊藤芳孝君）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により、「4番 森田昭夫君」、「8番 柴田吉夫君」の2名を指名します。

会期の決定

議長（伊藤芳孝君）

日程第2、『会期の決定』を議題といたします。お手元にご配布してあります「会期及び審議予定表」を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（栗嶋賢司君）

それでは、「会期及び審議予定表」を朗読させていただきます。

会期及び審議予定表。平成30年第1回東栄町議会定例会。会期日程は12日間でございます。

3月8日（木）午前10時、本会議、開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸報告・町長提出議案大綱説明・教育方針説明・議案上程・委員会付託。3月9日（金）午前10時、本会議、一般質問。3月10日（土）休会。3月11日（日）休会。3月12日（月）午前10時、予算特別委員会、付託案件審査。3月13日（火）午前10時、文教福祉委員会、付託案件審査。3月14日（水）休会。3月15日（木）午前10時、総務経済委員会、付託案件審査。3月16日（金）休会。3月17日（土）休会。3月18日（日）休会。3月19日（月）午前10時、本会議・委員長報告・質疑・討論・採決・閉会。

以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

お諮りいたします。ただ今朗読のとおり本定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間と致したいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月19日までの12日間と決定いたします。会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

諸報告

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第3、『諸報告』を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、8番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

議会運営委員長（柴田吉夫君）

それでは議会運営委員長の報告をさせていただきます。

去る、2月16日（金）及び3月2日（金）の両日、当会議室において、議会運営委員会を開催いたしました。2月16日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は総務課長。3月2日の出席者は、議長、委員4人と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。

平成30年第1回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、お手元に配布してあります「会期及び審議予定表」のとおりで、会期は本日から3月19日までの12日間でございます。付議事件につきましては、町長提出議案34件、議会提出議案1件でございます。初日議了を除く、各議案につきましては、予算特別委員会及び各常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布をいたします「議案付託表」のとおりでございますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

次に一般質問でございますが、今回の質問者は5名であり、明日3月9日（金）午前10時より開催いたします。

次に、陳情書等の審査についてです。

「自治体病院の経営の安定化を図るため、控除対象外消費税の解消を求める意見書の提出を求める陳情書」の提出があり、審査の結果「議長預かり」といたしました。陳情書等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出ください。

平成30年第1回東栄町議会定例会につきまして、会期中ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員長報告を終わらせていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

次に、議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（栗嶋賢司君）

平成30年第1回東栄町議会定例会「諸般の報告」を、議長に代わりましてご報告いたします。

平成29年第4回定例会以降の行事等につきましては、お手元に「諸報告」として一覧表を配

布させていただきましたので、お目どおしをお願いいたします。

地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から 11 月分、12 月分、1 月分の報告があり、いずれも「適正である」との検査結果でありました。詳細については事務局で報告書を保管していますので必要な方は閲覧をお願いします。

陳情書等の取り扱いにつきましては、先程の議会運営委員長の報告のとおりでございます。陳情書等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

執行部はございませんか。はい、以上で諸報告を終わります。

町長大綱説明

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 4、『町長提出議案大綱説明』を行います。本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

本日、ここに、平成 30 年 3 月町議会定例会が開催され、平成 30 年度一般会計予算案を始めとする関連諸議案を提出し、ご審議いただくにあたり、新年度における所信の一端と予算案の大綱を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とより一層のご協力をお願い申し上げます。

私が町長として町政を担当させていただいてから、早くも任期の最終年度を迎えることとなりました。3 年前、不安と期待、そしてやり抜く覚悟をもって、入り口に立たせていただきました。

「暮らし優先のまちづくり」を基本理念に、町民の皆様的一声一声を大切にして、誠意をもって何事にもぶれることなく、きめ細かで温かみのある諸施策を実現するために、身命をかけてやり抜く覚悟を決めました。その時の気持ちは今でも忘れません。

就任以来、一貫して町民の皆様との対話による町民参加のまちづくりを念頭に多くの皆様のご意見を伺う中、「公平・公正な町政の推進」を基本に、今後の基盤づくりに力を入れてまいりました。そして、まちづくりの主役は町民であるという認識のもと「真の協働による住民自治のまちづくり」を理想に掲げ、町民の皆様が心からふるさとを誇りに思える東栄町の実現に向けて、3 年間職員の皆さんとともに取り組んでまいりました。

ここ数年の移住定住施策により、U・I ターン者が増えてはいるものの、依然として亡くなられる方も多く、人口減少は続いております。

少子高齢化の進行、多様化する町民ニーズへの対応など、町政を取り巻く情勢は刻々と変化しており、課せられた課題解決は決して容易ではありません。このような時こそ、前向きな発想と行動力で皆様とともに前向きな議論をしていただき、進めていかなければならないと思います。

人の暮らしの続く限り、町政にゴールはありません。新年度も歩みを止めることなく、残され

た課題も含め、一步一步確実に進めてまいります。

そして、引き続き「町民主役のまちづくり」を念頭に、一人ひとりの小さな思いや行動が、世代を超えた未来への橋渡しとなるよう、町民、議会、行政が手を取り合って、まちづくりを推進するための仕組みとして「東栄町まちづくり基本条例」が制定され、この4月から施行します。

町民と行政がこの条例に込める想いを大切に、「まちはみんなで作るもの」を合言葉に、町民同士、町民と行政が協働の考え方や意味を理解し、実現し、みんなの声が活かせるまちを目指していきたくと思います。残す任期は1年ではありますが、第6次東栄町総合計画の着実な実行を図っていくことが、わたしに課せられた使命であると考えています。実施計画（28年度から30年度）3か年の最終年度ではありますが、職員と共に全力で取り組みを進めてまいりますので、引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の状況を見ますと、様々な出来事がありました。直近の経済情勢においては、「景気は緩やかに回復が続いている」と言われている一方で、ワークライフバランスなど、一人ひとりの働き方が重要視されるようになってまいりました。

国では引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として取り組む一方で、財政健全化への取り組みとして、「経済・財政再生計画」に掲げる歳出改革等を着実に実行することとしています。また、全国的な人口減少への問題意識が顕著となっており、各地でまちの活性化に向けて地方創生の取り組みが進められています。

本町においても、定住移住の促進や地域おこし協力隊制度、地域支援制度など、様々な取り組みを進めております。

少子高齢化や人口減少が今後も進むことが予想される中、喫緊の課題であります安心して子どもを産み育てたいと思える環境づくり、いつまでも安心して暮らすことができる地域づくりといった視点で、活力あるまちづくりに全力を傾け、それぞれの施策を進めてまいります。

そして、人口減少に負けない持続可能な地域をつくるため、行政区や地域の枠、様々な団体の枠を超えた「地域で支えあう力」を強化し、協働のまちづくりに取り組んでまいります。

新年度予算では、平成28年度にスタートした「第6次総合計画」と「過疎地域自立促進計画」の3年目になることから、初年度の進捗状況の点検と課題等を洗い出し、今後の施策展開に活かしていくこと。さらには「東栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実現するための積極的な実践に努め、生産年齢人口の流入をはじめとする定住促進、就労・結婚・子育ての支援、また、高齢者の社会参加を促進し、若い世代の支援ができる環境整備を実現し、本町の魅力を最大限引き出し、住み続けたい・住んでみたいと思えるまちづくりにスピード感を持って実施していくことが求められています。一方、策定された各種計画について、将来、計画通りの時期及び規模で執行していくためには、今まで以上に厳格な視点のもとで更なる事務事業を見直し、行政コストの削減も図ることを念頭に置いて、予算編成作業を進めてまいりました。

結果として、結果として、自主財源の税込、依存財源の地方交付税ともに前年度より微減となり、依然として自主財源等の増収は見込めない中で、歳出においては、新保育園の建設、人件費、物件費と補助費等にも対応する必要があることから、基金からの繰り入れを行う予算編成となっております。

一般会計の総額は、35億7千万円（前年度比15.9%増）となりました。新保育園の整備、介護保険特別会計廃止に伴う予防事業の一般会計への移管及びB&G海洋センター改修工事が主

な増加要因です。

一方、特別会計では、東栄病院の公営化により病院特別会計が増額となりましたが、国民健康保険が愛知県に移行したこと、介護保険を東三河広域連合に移管することによる介護保険特別会計の廃止し、簡易水道建設事業の大部分が完了したことなどにより大幅な減となり、前年度比22.1%の減額となりました。

一般会計、特別会計を合わせたの予算総額は51億8,242万8千円で、前年度比0.7%の増額であります。

第6次総合計画では、基本理念と将来イメージを実現するため、各分野におけるまちづくりの基本目標を定めています。

それでは、平成30年度の主要な施策について、7つのまちづくりの枠組みに沿って、ご説明申し上げます。

1つ目は、支えあう健康福祉のまちづくりです。

(1) 地域包括ケアシステムの構築。地域全体がつながりあい、安心して暮らし続けられるまちを実現するため、医療、福祉、介護が一体的に提供できる地域包括ケアシステムを構築します。その一環として東栄病院を公営化するとともに、医療センターとそれに併設する保健福祉センターの整備に向けた取り組みを進めます。

(2) 多機能拠点施設の整備。町内12施設で展開する高齢者等生活支援拠点施設「おいでん家」を、高齢者のみでなく、すべての住民が地域のきずなを再構築できる多機能交流拠点となるよう、さらに充実を図ります。

(3) 子育て支援。現在2園ある保育園を1園化し、新たな施設を整備するとともに、延長保育等の保育サービスの体制を充実させ、あわせて保育料の無料化についても検討します。

また、放課後児童クラブの受入時間を延長する等、子育て環境の充実に向けた取り組みを進めます。

2つ目は、豊かな文化と心を育むまちづくりです。

(1) 未来塾の開設。学習習慣の確立と基礎学習の定着を図るという目的で、中学生を対象として毎週部活休養日の放課後及び夏季休暇に受講無料の学習支援を行う「未来塾」を開設します。

(2) 生涯学習の充実。小学生を対象とした生涯学習活動では、愛知大学との連携によるサマースクールやALTによる英会話教室を実施してきましたが、来年度新たにプログラミング教室を実施します。

3つ目は、安全・安心に暮らせるまちづくりです。

(1) 防災体制の充実。設置から20年近くが経過し更新が急務となっている防災行政無線について、平成31年度以降の整備に向けて実施設計を行います。

(2) 防災士の育成。自主防災会をはじめとする地域の防災力の強化と、有事の際の組織力を充実させることを目的に「防災士」の育成に取り組みます。

4つ目が、環境と暮らすまちづくりです。

(1) 地球環境保全への取り組み。地球温暖化防止対策の一環として、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を行ってきましたが、運輸部門における二酸化炭素の排出を抑え、町民の環境に対する意識の高揚をさらに図るため、電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車を購入する方に補助する制度を新設します。

5つ目は、活力あるまちづくりです。

(1) 観光まちづくりの推進。観光によるまちづくりを推進する拠点として設立した東栄町観光まちづくり協会」と連携し、「n a o r i」事業を核としたビューティツーリズムの拡大、全国清流めぐり利き鮎会でグランプリを受賞した振草川の鮎の活用、各種イベント等による東栄町の魅力向上のためにハード・ソフト両面から各種事業に取り組みます。

(2) イベントによる情報発信。チェンソーアート競技大会、星空おんがく祭、東栄フェスティバル及び絆交流プロジェクト等のイベントを引き続き開催していきます。

特に東栄フェスティバルは、30回目の開催となることから、「花祭」の魅力をさらに発信する企画を盛り込んでいくとともに、天竜川水系に伝わる民俗芸能の紹介も引き続き実施していきます。

さらに、山フェス、ホテルのさんぽ道など中山間地ならではの魅力を伝えるイベントの開催や、観光ボランティアの養成、飲食店マップや各種体験プログラムの紹介、トレッキング・ノルディックウォーキングコースの案内看板設置等にも取り組んでいきます。

(3) 花祭の魅力発信事業。国指定重要無形民俗文化財の「花祭」の魅力をさらに発信するため、「花祭の未来を考える実行委員会」が所蔵している花祭の映像を活用した、視聴覚ブースを花祭会館内に設置し、花祭のアーカイブスを公開します。

6つ目は、定住・交流を支えるまちづくりです。

(1) 定住促進事業の推進。現在ある空き家バンクをさらに充実させ、移住希望者とのマッチングを積極的に図るとともに、若者定住奨励金や移住者通勤支援金などを引き続き実施し、移住の流れを確実なものにします。

7つ目が、協働によるまちづくりです。

(1) まちづくり基本条例。2年半にわたる町民等との話し合いによりつくられた「東栄町まちづくり条例」について、町民等による実行委員会組織により、条例の理念を広めるシンポジウムを開催する等、住民との協働によるまちづくりを推進します。

(2) 集落支援。平成28年度から、地域ごとに抱える課題を洗い出し、地域の存続に結びつけるための集落カルテの充実を図ってきましたが、さらに各地区の抱える課題解決に向け、モデル的に集落支援員を配置し、地域と連携して集落を巡回し、地域における暮らしの課題発掘や課題解決に向け、集落の活性化を図ります。

以上で、平成30年度の主要施策について、ご説明申し上げます。

今回の議会には、34件の議案を上程いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

それでは各議案について簡略に説明いたします。

議案第3号東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の制定については、平成30年度から東三河広域連合へ介護保険の保険者が統合されることに伴い、町税条例を一部改正するとともに、介護保険関係の6つの条例を廃止するものです。

議案第4号東栄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、行政不服審査制度に係る審理員、東栄病院の公営化に伴う医師及び薬剤師の報酬を追加するものです。

議案第5号東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、副町長の給料月額を引き続き5%、任期中減ずるものです。

議案第6号東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正については、平

成 29 年度人事院勧告に基づき、医療職給与表の適用を受ける職員の初任給調整手当について改正するものです。

議案第 7 号東栄町職員定数条例の一部改正については、東栄病院の公営化に伴い病院職員の定数を定めるものです。

議案第 8 号東栄町消防団設置条例の一部改正については、消防団の実態に合わせて定数の改正をするものです。

議案第 9 号東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、改正するものです。

議案第 10 号東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、29 年度に整備した 3 棟について追加するものです。

議案第 11 号東栄町国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険法の一部改正により国民健康保険制度が県単位化されることに伴い保険料の賦課総額の算定方法等を見直すとともに、国民健康保険法施行令の一部改正により賦課限度額及び軽減判定所得の基準を見直すものです。

議案第 12 号東栄町国民健康保険基金条例の一部改正については、国民健康保険法の一部改正により国民健康保険制度が県単位化されることに伴い基金を処分することができる事由を見直すものです。

議案第 13 号東栄町後期高齢者医療条例の一部改正については、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、町が保険料を徴収すべき被保険者の区分に国民健康保険法の規定による住所特例の適用を受けていた者を加えるとともに、所要の規定の整備を行うものです。

議案第 14 号指定管理者の指定については、平成 30 年 3 月 31 日で指定期間が終了する 12 の施設について、平成 30 年 4 月 1 日から引き続き 3 年間指定するものです。

議案第 15 号東栄町過疎地域自立促進計画の変更については、児童福祉施設保育所の整備について変更するものです。

議案第 16 号平成 29 年度一般会計補正予算についてですが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8, 780 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 31 億 6, 483 万 3 千円とするものです。

歳出における補正の内容は、大半が執行残の整理で減額するものでありますが、増額補正の主なものとしては、総務費では、時間外勤務手当に 66 万 9 千円、北設広域事務組合負担金に 95 万円、旧新城東高校本郷校舎跡地の整備に 173 万 7 千円、賃貸後譲渡型住宅整備に 2,386 万 6 千円の追加。

衛生費では、国保東栄病院事業特別会計繰出金 599 万 6 千円を追加。

農林水産業費では、間伐材搬出事業等補助金に 52 万 2 千円、あいち森と緑づくり事業委託料 176 万 4 千円を追加。

消防費では、新城広域消防負担金に 40 万 7 千円を追加しました。

この補正の財源としては、町税 239 万 2 千円、とうえい健康の館使用料をはじめとする使用料及び手数料 501 万 9 千円、住宅開発基金繰入金 2,200 万円、繰越金 9,524 万 8 千円、諸収入 621 万 3 千円を追加。

一方で地方消費税交付金 100 万円、国庫支出金 167 万円、県支出金 473 万 8 千円、寄付金 201 万 3 千円、財政調整基金繰入金 1 億 6,950 万円、減債基金繰入金 3,000 万円、町債 960 万円の減

となっており、特に当初予算編成の際に財調と減債基金の取り崩しを見込んでいましたが、繰り入れの必要がなくなったため減額としました。

また、旧新城東高校本郷校舎跡地整備工事 173 万 7 千円、賃貸後譲渡型住宅整備事業 2,386 万 6 千円、新保育園設計委託料 1,868 万 4 千円、防火水槽漏水修繕工事 196 万 7 千円の繰越明許費につきましても、あわせて行うものであります。

議案第 17 号国民健康保険特別会計から議案第 23 号国保東栄病院事業特別会計までにつきましては、清算によるもので、後期高齢者医療特別会計と国保東栄病院事業特別会計を除いては減額補正です。

議案第 24 号から議案第 36 号までの平成 30 年度各会計予算につきましては、会計ごとに説明させていただきます。

まず一般会計ですが、予算の規模は、総額で 35 億 7,000 万円、前年度比 4 億 9,100 万円、15.9% の増となっております。

主な事業については、新規事業を中心に説明させていただきます。

まず総務関係ですが、老朽化した町営バスの更新に 412 万 8 千円を計上しました。御園線に利用する予定で、15 人乗りのワゴン車を購入します。

花祭の情報発信を充実するため、花祭会館のリニューアルに 192 万 7 千円を計上しました。映像ブースを新設し、花祭の映像データベースを活用して、花祭の魅力を映像等により発信していきます。名古屋大学との協働により、3 か年計画で充実してまいります。

観光によるまちづくりを進めるため、町内の自然、歴史及び文化スポットをめぐるノルディックウォーキングコースと明神山登山コースの案内看板整備に 90 万円、観光ボランティアの育成に 30 万円、地域素材紹介コンテンツ創生事業として飲食店マップ等の作成と体験プログラムづくりに 120 万円を計上しました。

区や地区と連携し、集落における課題等を発掘し、その解決に向けて取り組むため、集落支援員制度を導入します。30 年度はモデル的に 1 名を委嘱し、その事業費として 155 万 9 千円を計上しました。

住民福祉関係ですが、子育て支援を充実するため、本郷と下川保育園を統合し、東栄小学校に隣接した場所に新保育園を整備するため、4 億 972 万円を計上しました。

介護保険事業は東三河広域連合に保険者が統合されますが、東栄町において実施する認定調査と地域支援事業分として 2,784 万 8 千円を、広域連合への負担金として 8,237 万 4 千円を計上しました。地球環境の保全への取り組みとして、家庭用電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車の購入に対する補助制度を新設し 35 万円を計上しました。1 台当たり 7 万円を限度とし 5 台分を見込んでいます。

建設関係では、引き続き町道、橋梁及び林道等の整備のための予算を例年並みに確保するとともに、町営住宅につきましても、大森住宅の屋根及び外壁等の改修の費用として 1,760 万 4 千円を計上しました。

産業関係では、あいち森と緑づくり事業に 623 万 9 千円、移動販売事業に 189 万 3 千円を計上するとともに、林業関係及び鳥獣害対策事業関係予算は例年並みを確保しました。

29 年度全国清流めぐり利き鮎会においてグランプリを受賞した、振草川の鮎を活用して漁業組合の活性化を図るため、引き続き稚鮎の試験放流に対する補助として 110 万円を計上しました。

消防防災関係については、消防団の小型動力ポンプ付積載車の更新に 821 万 5 千円、防災行政

無線のアナログ系からデジタル系への移行のための、防災行政無線設備実施設計業務委託に 617 万 1 千円、防災体制の充実のため、各集会所への非常警報設備等設置に 295 万 1 千円、自主防災会や消防団などの防災力を強化する防災士の育成を図るため、防災士資格取得補助事業として 85 万 4 千円を計上しました。教育関係では、東栄中学校の技術室屋根改修及び渡り廊下塗装工事に 596 万 4 千円、電子黒板設置工事に 136 万 8 千円、B & G 体育館及びプールの改修工事に 6,754 万 8 千円を計上しました。

また、小学校全学年を対象を拡大する英会話教室に 32 万 4 千円、中学 1 年生を対象とした放課後学習支援である「とうえい未来塾」に 16 万 5 千円を計上しました。

公債費は、大型事業にかかる元金の償還が本格化することなどにより、前年度比 1,651 万 6 千円増の 3 億 8,068 万円を計上しました。

歳入のおもなものは、町税 3 億 1,943 万 6 千円で前年度比 881 万 3 千円の減、地方交付税 16 億 3,970 万 1 千円で前年度比 600 万円の減、国県支出金 3 億 2,752 万 7 千円で前年度比 2,916 万 9 千円の増、繰越金 1 億 1,000 万円で前年度比 1,000 万円の増、町債 3 億 5,140 万円で前年度比 1 億 2,500 万円の増であり、新保育園の整備費に地域福祉基金と児童福祉基金 2 億 2,415 万 3 千円を充当、財源の不足分は、財政調整基金を 1 億 5,000 万円と減債基金 4,600 万円を取り崩します。

平成 30 年度は、大型事業の実施により大幅な増となりましたが、第 6 次総合計画、総合戦略の実現に向けるとともに、4 月 1 日に施行されるまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、町民主体を第一に掲げながら全力で取り組んでいく所存です。

次に国民健康保険特別会計につきましては、財政の運営主体が県に移行することにより、前年度比 24.5%減、予算総額は 3 億 8,307 万 4 千円を計上、これに要する財源のうち、保険料は 5,875 万 4 千円を見込んでおります。

次に後期高齢者医療特別会計につきましては、愛知県をひとつにした広域連合で運営される後期高齢者医療保険の本町被保険者の保険料を扱うための特別会計であります。歳入歳出予算総額は 1 億 4,132 万 1 千円を計上、前年度比 3.3%の増となっております。

次に簡易水道特別会計につきましては、継続して実施してきた中央統合簡易水道建設事業が最終年となり、事業費も大幅に減少してきたことにより、歳入歳出予算の総額は、前年度比 50%減の 1 億 4,767 万 4 千円を計上しました。次に、公共下水道事業特別会計につきましては、長寿命化計画に基づく事業を進めることにより、歳入歳出予算の総額は、前年度比 9.9%増の 1 億 5,083 万 5 千円を計上しました。

次に農業集落排水事業特別会計につきましては、将来にわたり円滑な運用を行うため、施設の耐震性や現在の状態などの調査設計を実施します。前年度比 16.5%減の 3,880 万 5 千円を計上しました。

各財産区特別会計は、前年度と変わりありません。

最後に国保東栄病院事業会計について申し上げます。

3 条予算については、30 年度から公営化に伴い、職員の人件費や運営費などを含め、7 億 2,876 万 9 千円を予算計上しました。前年度比 155.6%の増であります。

4 条予算につきましては、支出ベースで前年度比 40.5%の減の、3,606 万 9 千円を計上しました。

平成 30 年度各会計の当初予算については、以上であります。詳細につきましては、副町長始

め担当課長から説明をいたしますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。議員各位をはじめ、町民の皆様におかれましては、町政運営に対する格別のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、施策方針並びに大綱説明とさせていただきます。

教育方針説明

議長（伊藤芳孝君）

次に日程第5、『教育方針説明』を行います。教育長の説明を求めます。

（「議長、教育長」の声あり）

はい、教育長。

教育長（平松伸一君）

それでは平成30年度の東栄町教育方針について説明をさせていただきます。

平成27年12月に新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた、学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について、地方教育審議会より答申がなされました。これは、未来を作り出す子どもたちの成長のために、学校のみならず地域住民や保護者等も含めて社会全体で教育の実現を図り、もって生涯学習社会の実現を果たしていくものであると述べています。

その後、平成29年3月に新学習指導要領が改定され公表されました。その内容は、子どもたちが未来社会を切り開くための気質能力を、一層確実に育てることで確かな学力と豊かな心や健やかな体を育成することを基本としておりまして、新しい時代に必要となります気質・能力を踏まえた教科・科目等を設定し、姿態的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善を手腕としております。具体的には、道徳教育の充実、外国語教育の充実、理数教育の充実、伝統や文化に対する教育の充実等であります。小学校では平成32年度、中学校では平成33年度からの完全実施となりますが、平成30年度からは道徳の特別教科化や小学校での英語授業が先行実施される中、学校現場では解決すべき課題も残された形となっています。

東栄町では、以前から天地人の教育をもとに基礎的・基本的な力を確実に身に着け自ら学びとる子、命を大切にし心身のたくましさと社会性を身に着ける子、郷土の自然・文化・歴史に学びふるさと東栄を愛する子どもたちを育てることを基本として進めてきております。そして、1校ずつの小学校・中学校の教育を連携し、9年間の子どもの学びと育ちに則した教育課程、指導方法などの工夫、改善を図りながら教育を進めるとともに1人1人が輝く教育を進めておりますが、このことは、新学習指導要領に準じたものでありまして、本町の学校教育の基本として今後も進めてまいりたいと存じます。

さて、愛知県教育委員会では平成29年3月に教員の多忙化解消プランを策定しております。そこでは、平成29年度から平成32年度までの4年間の計画で、31年度には勤務時間外の最高時間が月80時間を超える教員を無くし、32年度には国の動向を踏まえた新たな目標を設定するというものです。国・文科省においては平成29年12月に、学校における働き方改革に関する緊急対策を公表し、勤務時間外の在校時間の縮減に向けてその実施が求められています。東栄小中学校においても、へき地での教育を強みに変える教育を実践している中で、教職員の子どもたちに

対する思いを真剣に推進していますが、時間外での在校時間が多い教職員もみられますので、その実態の詳細な把握に努めるとともに郡内教育委員会並びに各小中学校の取り組みと連携しながら、取り組んでまいりたいと考えます。

重要な社会問題であるいじめにつきましては、平成 28 年度に策定いたしました東栄町いじめ防止基本方針に基づき取り組んでおります。いじめはいじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。そしていじめはいつでもどの学校でも起こりうると思えなくてはなりません。29 年度においても本町での小中学校でのいじめの事案は届けられておりませんが、常に子どもたちに寄り添い、そのサインに気を配ることが重要です。いかなる事態にも速やかに対応できるよう、基本方針に基づいて設置した対策委員会等で対応してまいります。

さて、第 6 次の町総合計画の教育関連施策を基本とした東栄町教育大綱を策定いたしましたが、それに基づき各諸施策を進めております。学校教育においては、一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を進め、天地人教育を基本に知・徳・体のとれた教育を推進していきます。

また小中学校の施設設備の充実を図るとともに、町外への就学を余儀なくされている高校生への支援を行います。加えて新学習指導要領の内容踏まえた取り組みを進めてまいりたいと考えています。30 年度では特別支援学級の設置及び特別支援教育の支援のための支援員の配置を継続として実施します。

小中学校への A L T 派遣に加えて、小学生全学年を対象として英会話教室を開催いたします。また国際理解教育のための中学生の海外派遣事業も 3 年目となるリージェントクリスチャンアカデミー校を訪問校として、交流やホームステイを行う中カナダへの派遣を継続して実施します。

連携教育については、地域・家庭の協力を得ながら東栄町連携健康教育推進会議で子どもたちの健康増進や、政策改善のための育成事業に取り組んでおりますが引き続き進めてまいりたいと考えております。

東栄中学校の大規模な改修については、28 年度から 3 年計画で実施してきておりまして、3 年目の 30 年度は技術室屋根の改修並びに渡り廊下の塗装改修を計画しておりまして、大規模な改修は終了の見込みです。

あと環境整備のため、I C T 教育に対応した電子黒板を設置します。町では平成 29 年度に学校での情報活用能力の強化のため、I C T 活用教育アドバイザー派遣事業を実施しました。I C T 教育の推進に向けて I C T 活用教育推進ビジョンを策定し、計画的で実行性のある取り組みを進めてまいりたいと考えます。

子どもたちの学力を強化するため公営塾の開設を検討してきておりますが、30 年度では生涯学習事業の中で東栄地域未来塾を新たに開設することといたしました。中学 1 年生を対象に基礎学力の向上を図ってまいりたいと考えます。

高校生の就学支援のため、通学費の助成や私立高校授業料の一部助成を継続して行います。

県立田口高校との連携型中高一貫教育においては、連携型入試制度が適用されましたが、郡内唯一の県立高校としてその存在意義を再認識し、田口高校の魅力化を考えながら更なる連携教育の推進を図りたいと考えます。

家庭・地域においては、親と子の触れ合いの場、家庭教育の支援や放課後児童クラブの充実を進めます。また行事等に子どもが参加しやすい環境づくりを支援します。

生涯学習・生涯スポーツにおいては、生涯学習講座の充実に努めるとともに、スポーツ活動の充実に力を注ぎます。また町民の活動の拠点となる総合社会教育文化施設の適正な管理と充実に努め、利用促進を図ります。

愛知大学との連携にサマースクールの継続実施を始め、各種講座の充実に努めてまいりたいと考えておりますが、先ほど述べましたが 30 年度の生涯学習において小学校 5・6 年生を対象とした英会話教室を拡大し、全学年を対象に開催することといたしました。小学校での英語教育に支援に繋がりたいと考えます。また併せて小学校高学年を対象にした、プログラミング教室の開催を考えております。

スポーツ活動においては、体育協会への助成並びに北設スポーツ教室等へのイベントを通じて体力強化やスポーツマンシップの情勢を図りたいと考えます。

総合社会教育文化施設では B & G 体育館及びプールについて、施設の老朽化対策のため B & G 財団の助成を受けて改修工事を行います。またグリーンハウスの利用拡大のため、東三河の高校・大学生の団体を対象にした宿泊料金の半額化を継続いたします。

貴重な伝統文化を継承する後継者の支援を図るとともに、文化財の保存、継承環境づくり支援のため文化財の保存伝承のための講習会を継続して行います。

親権教育や国際化・国際交流の推進など多様な教育の場を提供するとともに、子どもの学力を強化する機会の提供について更なる検討をしてまいります。

以上 30 年度に向けた教育行政の運営の一部について説明をさせていただきました。教育委員会としましては、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、地域や学校と連携し当局の協議調整を重ねながら、教育の充実化を進めてまいりたいと存じます。委員各位のご理解ご協力そしてご指導を賜りますようお願いを申し上げますとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤芳孝君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後、議了致したい議案がございますので申し上げます。

日程第 17、議案第 14 号『指定管理者の指定について』 日程第 18、議案第 15 号『東栄町過疎地域自立促進計画の変更について』 日程第 40、議案第 37 号『東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について』

以上 3 案件は、本日の議会審議の後、ただちに議了いたしたいと思っておりますので、ご了承のうえお願い申し上げます。

議案第 3 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 6、議案第 3 号『東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の制定について』を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第3号。東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年3月8日提出、東栄町長村上孝治。

東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の整備に関する条例。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第1条につきましては、東栄町町税条例の改正でございます。公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収の規定中、介護保険の保険者が町から東三河広域連合に変わるために改めるものでございます。

戻っていただきまして、第2条は保険者が東三河広域連合となることから、不要となる条例を廃止するものでございます。第1号の介護保険条例以下6号まで6つの条例を廃止するものでございます。

次のページの附則をご覧いただきたいと思います。ここからは朗読で説明に変えさせていただきます。附則 施行期日。1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。東栄町介護保険条例の廃止に伴う経過措置。2 第2条第1号の規定による東栄町介護保険条例の廃止前に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。東栄町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置。3 第2条第2号の規定による東栄町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の廃止の際現に東栄町介護給付費準備基金に属していた積立金は、これを平成30年度の東栄町一般会計で受け入れるものとする。東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う経過措置。4 東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴い廃止することとなる東栄町介護保険事業特別会計の平成29年度に係る収入、支出及び決算については、なお従前の例による。この場合において、同年度の決算上剰余金を生じたときは、これを平成30年度の東栄町一般会計で受け入れるものとする。5 前項の規定にかかわらず、平成30年6月1日以降において、次に掲げる債権債務があるときは、当該債権債務の全てを東三河広域連合へ引き継ぐものとする。(1) 介護保険料に関する債権債務 (2) 公費負担精算に関する債権債務 (3) 前2号に掲げるものほか、必要と認められる債権債務。

提案理由。この案を提出するのは、東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

議長（伊藤芳孝君）

議案第3号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第3号の質疑を打ち切ります。

議案第4号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第7、議案第4号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第4号。東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年3月8日提出、東栄町長村上孝治。

東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。まず1枚目ではありますが、審理員の報酬について定めるもので行政不服審査制度における審理員を指名するための費用であります。具体的には、愛知県町村会の弁護士の先生に依頼をする予定をしております。行政不服審査制度は平成28年4月に法改正されたことに伴いまして、新しい行政不服審査制度に対応するためのものです。

次ページをご覧ください。医師・薬剤師については、12月22日に東栄町特別職報酬等審議会を開催し諮問をし、答申を受けております。医師 月額2,000,000円以内、医師 日額135,000円以内、薬剤師 月額650,000円以内、医師の報酬月額については近隣市町村との均衡を図るという観点から、この金額を判断したものであります。また、医師の日額については隣接病院の嘱託職員派遣状況を勘案し、判断しました。薬剤師の報酬 月額については、近隣市町村の事例がないため隣接する民間の調剤薬局との比較検討を行ったうえで、報酬の上限を設定することがこの金額が妥当ということで判断しております。

戻っていただきまして附則ではありますが、施行期日。第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。準備行為。第2項 この条例に基づく東栄町特別職の職員で非常勤のものの任用に関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

次ページをご覧ください。提案理由であります。この案を提出するのは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審理員制度の導入及び東栄町国民健康保険東栄病院の公営化に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬を定める必要があるからであります。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第4号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5 番（加藤彰男君）

今説明がありましたけども、その中で報酬審議会での論議という事で近隣の自治体等を参考にしながらということで、医師の月額金額それから日額に金額が説明ありました。東三河の場合は、病院規模もそれぞれ公立病院は違うわけですけども、その点はこの金額についてもっと上の金額もあったけどとか病院規模が違ったからとかそういったことで勘案したのか、それともほぼ同じような病院規模関係なしに東三河の中の医師の給与を計算したのか、その辺はどういうふうに判断したのでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

医師の報酬月額 医内規定となっておりますけども、これは新城それから設楽町 豊根村、隣接する市町村と大幅に差があってもいけないものですから、隣接の市町村の報酬月額・日額を参考にさせていただきました。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

そうしますといわゆる豊橋・豊川等については、この中に考慮してないということによろしいですか。豊橋・豊川の方はこの検討の中の数字としては参考にしてないということでもいいですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

東三河の豊橋・豊川の値は参考にはしておりません。

議長（伊藤芳孝君）

他はよろしいですか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で議案第 4 号の質疑を打ち切ります。

議案第5号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第8、議案第5号『東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について』を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第5号。東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。東栄町長等の給与の特例に関する条例を一部改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年3月8日提出、東栄町長村上孝治。

東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。第4条第5条であります。第4条第5条の見出し部分におきましては「及び教育長」を削除し、第4条第5条中からも「及び教育長」の文言を削っております。さらに「副町長等特例期間」から副町長の「等」を削り、副町長の給与期間を平成30年4月分から平成31年6月分までに改正するものであります。

戻っていただきまして附則であります。この条例は、平成30年4月1日から施行する。提案理由。この案を提出するのは、副町長の給料月額を平成30年4月分以後においても、引き続き減ずるため所要の改正を行う必要があるからであるからであります。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第5号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今の説明のところでございますと、減額している特例の期間の問題と対象ということですけども、この教育長が抜けるということは教育行政としてまた独立性を考えたから抜いたのか、それとも他の理由があつて抜いたのか。それから期間については多分これは、年度で区切らず6月というのは例えば定例会等を考慮したのかなというふうに思ったりするんですけども、もう少しこの文について説明をお願いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

期間につきましては、副町長の任期期間であります。教育長を削ったことにつきましては、今年度の6月に任期満了となるため削ったものであります。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

任期満了が6月ということで、それが関連ということになると思うんですけども、教育長はそのままでもいいんじゃないんですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

現在の条例では3月まででありますので、教育長につきましては4・5・6と3か月間あるわけですが、その部分についてはまだ人事等ありますので削ってあります。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

1つは現教育長が申し出たから、例えばその期間は削ってますよと。そういうふうな属人的なものなのか、それとも全体の財政を考えた時に特別職のそういう処遇の仕方についてはこういう考えであると、つまりそれは町長以外の副町長 教育長についてもこういう処遇をしたいんだというふうな政策的なのかということですね。それは大事だと思うんですね。政策的に判断しているのか、属人的にやっているだけなのか。そこははっきりやるべきだと。つまり私たちに政策としてこれを出されたんでしょと、属人じゃないでしょというふうに理解しているんですけど、そうじゃないということですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

昨年の議会でもお話させていただいたように、事情等は財政的なこともありました。今おっしゃられるとおりの政策的なものも当然ありますが、やはり特別職それぞれ個人の考え方もありますし、今回私につきましては任期までということにさせていただきましたが、教育長もこの6月で任期となります。その後状況を踏まえながらここは検討していきたいということで、今回は教育長の部分については、今回このままにしておくとそのまま切れてしまいますので、私の分だけを今回伸ばしたという措置を取らせていただきましたので、またその後につきましてはまた改めて検討させていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

はい、よろしいですか。

はい、以上で議案第5号の質疑を打ち切ります

議案第6号

次に、日程第9、議案第6号『東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について』を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第6号。東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について。東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の次のとおり定めるものとする。平成30年3月8日提出、東栄町長村上孝治。

東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正。1枚めくって新旧対照表をご覧ください。改正の第1条関係であります。平成29年東栄町条例第31号関係になります。平成29年人事院勧告に基づき、初任給調整手当を月額36万8,000円から36万8,400円に改めるものでございます。

次のページをご覧ください。第2条関係であります。平成29年東栄町条例第32号関係になります。附則に規定しておりました、第5項から8項までを削り9項を第5項として繰り上げるもので、平成30年4月1日における号給の調整を必要としなくなったため、削除するものであります。

戻っていただきまして、附則であります。施行期日。第1項 この条例は、公布の日から施

行する。ただし、第1条及び第2条の規定による改正後の東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第6項及び第7項の規定は、平成30年4月1日から施行する。準備行為。第2項 この条例に基づく職員の採用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

1枚めくっていただきまして提案理由であります、この案を提出するのは、平成29年人事院勧告に基づき、初任給調整手当及び所要の改正をする必要があるからであります。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第6号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第6号の質疑を打ち切ります。

議案第7号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第10、議案第7号『東栄町職員定数条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第7号。東栄町職員定数条例の一部改正について。東栄町職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年3月8日提出、東栄町長村上孝治。

東栄町職員定数条例の一部を改正する条例。1枚めくっていただきまして新旧対照表をご覧ください。現在東栄町の事務部局として職員78名ありますが、病院の職員43名を加えまして町長の事務部局職員121名にするものであります。

戻っていただきまして附則であります、この条例は平成30年4月1日から施行する。提案理由。この案を提出するのは、東栄町国民健康保険東栄病院の公営化に伴い、職員定数を定める必要があるからであります。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

議案第7号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第7号の質疑を打ち切ります。

議案第8号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第11、議案第8号『東栄町消防団員設置条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第8号。東栄町消防団設置条例の一部改正について。東栄町消防団設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年3月8日提出。東栄町長村上孝治。

東栄町消防団設置条例の一部を改正する条例。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。団員数を185人から195人に改めるものであります。現在、団員は103名、支援団員が82名の計185名であります。30年度の見込みといたしましては消防団98名、支援団員79名であります。役場の新規職員採用で1名、それから各分団に現在の段階で聞き取り調査をしたところ5名の参加ということで、190名。さらに町の移住施策等の施策により、今後5名を見込みまして195名に改めるものであります。

戻っていただきまして、附則でありますがこの条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由。この案を提出するのは、消防団の実態に合わせて定数の改正をする必要があるからであります。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

議案第8号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第8号の質疑を打ち切ります。

議案第9号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第12、議案第9号『東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第 9 号。東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。
東栄町長村上孝治。

東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

1 枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。その前に今回の改正理由であります。一般職の職員の給与に関する法律が、今年度以降扶養手当の支給額が弾劾的に変更をされる所であり、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象について、一般職の職員の給与に関する法律で定められている扶養手当の支給額、支給対象をもとに定められておまして、平成 30 年度以降について扶養親族加算額を改正するものであります。

新旧対照表であります。第 5 条第 3 項関係であります。第 1 号の次にまたは第 3 号から第 6 号のいずれか。1 人につき 217 円を加えて、第 2 号に該当する扶養親族については、267 円を削り、第 3 号から第 6 号までは 300 円を削る改正であります。具体的には平成 30 年度以降の加算額は第 1 号、これは配偶者がおる場合であります。については 217 円。第 2 号、子が 22 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日まで 333 円。第 3 号、孫が 22 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日まで 217 円。第 4 号、60 歳以上の父母及び祖父母がおる場合には 217 円。第 5 号、弟妹が 22 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日まで 217 円。第 6 号、重度身体障害者がおる場合には 217 円になります。具体的には第 2 号が 333 円で、それ以外について 217 円の加算ということになります。

戻っていただきまして、附則であります。施行期日、1. この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。経過措置、2. この条例による改正後の東栄町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた東栄町消防団員等公務災害補償条例同条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

1 枚めくっていただきまして、提案理由であります。この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い改正する必要があるからであります。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 9 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 9 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 10 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 13、議案第 10 号『東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、地域支援課長」の声あり）

はい、地域支援課長。

地域支援課長（加藤文一君）

議案第 10 号東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 30 年 3 月 8 日。東栄町長村上孝治。

東栄町定住空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。下行きまして、提案理由ですけれども、この案を提出するのは、平成 29 年度に整備した空き家活用住宅を別表に追加する必要があるからである。

1 枚めくっていただきまして、新旧対象表をご覧ください。改正点は 2 点ございます。第 24 条第 2 項の前条第 1 項という正しい字句に改正するという事です。それから、別表行きまして、裏の面を見ていただきますと足込 1 号、三輪 2 号、振草 3 号の 3 戸を追加させていただきます。三輪 2 号というのは三輪地区で 2 戸目の住宅ということです。振草地内では 3 件目という意味でございます。

戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 10 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 10 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 11 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 14、議案第 11 号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第 11 号。東栄町国民健康保険条例の一部改正について。東栄町国民健康保険条例の一部

改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長村上孝治。

東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例。東栄町国民健康保険条例（昭和 51 年東栄町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。まず目次の改正でございますが、これは条文の改正による目次の改正ということでございます。

新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。5 分の 5 ページの次になります、13 分の 1 ページからお願いをいたします。第 1 章第 2 章は国民健康保険が県単位化することによる証明の改正ということになります。第 1 章第 1 条及び第 2 章第 2 条も同様に改正するものでございます。

第 7 条の 2 は、字句の改正及び引用している政令の改正による改正でございます。

第 7 条の 3 は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定について、県単位化されたことにより算定基準を改正するものでございます。13 分の 5 ページをご覧いただきたいと思います。

第 11 条の改正は、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率算定にあたって、当該年度の初日の一般被保険者の総数を利用していたものを、前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者の総数と勘案して算定した数に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第 11 条の 6 については、基礎賦課限度額を 54 万円から 58 万円に改正するものでございます。

第 11 条の 6 の 2 の改正は、県単位化することに伴い一般被保険者に係る後期高齢者医療支援金等賦課総額の算定方法を変更する改正でございます。

13 分の 8 ページへお願いします。第 11 条の 6 の 6 につきましては、第 11 条と同様の理由による改正となります。第 11 条の 7 につきましても、県単位化することに伴う介護納付金賦課総額の算定に関する改正です。

13 分の 10 ページへお願いをいたします。第 11 条の 11 第 1 項第 2 項の改正は、被保険者均等割について介護納付金賦課総額保険料率の改正で、前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数に改めるものでございます。

同第 3 項の改正は、世帯別平等割について介護納付金賦課額の保険料率の改正で、前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯数等を勘案して算定した数に改めるものでございます。

第 17 条第 1 項の改正は、賦課限度額の改正に伴い賦課の上限も改めるものです。第 2 号の改正は、5 割軽減の判定所得を 27 万円から 27 万 5 千円に改定するものです。第 3 号の改正は、2 割軽減の判定所得を 49 万円から 50 万円に改めるものでございます。第 3 項及び第 4 項の改正も賦課限度額の改正に伴う上限の改正となっております。

第 23 条の 3 の改正は、国保加入の場合の雇用保険受給資格者証の提示方法の改正でございます。

戻っていただきまして、5 分の 4 ページをお願いいたします。最下段になりますが、附則。施行期日、第 1 条この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 条この条例による改正後の第 5 章の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。提案理由、この案を提出するのは、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正により国民健康保険制度が県単位化されることに伴い保険料の賦課総額の算定方法等を見直すとともに、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正により賦課限度額及び軽減判定所得の基準を見直し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 11 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 11 号の質疑を打ち切ります。

議案第 12 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 15、議案第 12 号『東栄町国民健康保険基金条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第 12 号。東栄町国民健康保険基金条例の一部改正について。東栄町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長村上孝治。

東栄町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例。東栄町国民健康保険基金条例（昭和 40 年東栄町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表をご覧くださいと思います。第 7 条の改正となりますが、基金処分の事由を改正前は保険給付費及び保険事業のためということであったものを、国保事業費納付金の納付に要する財源不足と、国保事業の財政運営に支障が生じた場合に改正するものでございます。

戻っていただきまして、附則。この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正により国民健康保険制度が県単位化されることに伴い、基金を処分することができる自由を見直す必要があるからである。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 12 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 12 号の質疑を打ち切ります。

議案第 13 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 16、議案第 13 号『東栄町後期高齢者医療条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第 13 号。東栄町後期高齢者医療条例の一部改正について。東栄町後期高齢者医療条例の一部改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長村上孝治。

東栄町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例。東栄町後期高齢者医療条例（平成 20 年東栄町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。今回の改正でございますが、第 3 条第 2 号から第 4 号までの改正と、第 5 号を加える改正となっております。改正内容につきましては、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例について加入時に対象施設に入所等していることにより、現に国保の住所地特例を受けている被保険者は、その入所等が継続する間、前の住所地の広域連合、これは後期高齢者医療広域連合になりますが、保険者となるよう見直す改正となっております。

戻っていただきまして、附則。この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正に伴い、町が保険料を徴収すべき被保険者の区分に国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による住所地特例の適用を受けていた者を加えるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 13 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 13 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 14 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 17、議案第 14 号『指定管理者の指定について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第14号。指定管理者の指定について。指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により別紙のとおり議会の議決を求める。平成30年3月8日提出。東栄町長村上孝治。

提案理由であります、この案を提出するのは、平成30年3月31日で指定期間が終了する施設について、平成30年4月1日から指定管理者を指定するために必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、別紙をご覧ください。公の施設の名称、指定管理者となる団体、指定管理者期間を朗読させていただきます。東栄町介護予防等拠点施設（東栄町介護予防センター）、東栄町高齢者いきいき健康増進施設、東栄町ふれあい交流施設、東栄町観光施設（葛の淵展望台）、これにつきましては、株式会社とうえい、東栄町大字下田字花田21番地、指定の期間といたしましては平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。以下の施設につきましても、指定期間が同じでございますので、朗読は省略させていただきます。

次に東栄町交流促進センター千代姫荘、三健会、東栄町大字中設楽字西向13番地3。

次に東栄町林業センター、チェンソーアートクラブ・マスターズ・オブ・ザ・チャンソー東栄、東栄町大字奈根字加久保56番地2。東栄町まちづくり倶楽部木材利用開発会、東栄町大字奈根字加久保56番地2。とうえい木の駅実行委員会、東栄町大字奈根字加久保56番地2。

次のページ裏にいきまして、東栄町産業会館、社会福祉法人東栄町社会福祉協議会、東栄町大字本郷字南万場14番地1。東栄町森林組合、東栄町大字本郷字南万場14番地1。

東栄町特産物加工施設、愛知東農業協同組合、新城市平井字中田6番地1。

東栄町観光施設休憩所レストハウス、レストハウスとうえい、東栄町大字本郷字下岡本13番地12。

東栄町総合社会教育文化施設、公益社団法人東栄町シルバー人材センター、東栄町大字本郷字大森1番地。

東栄町滞在型健康づくり宿泊施設（とうえい健康の館）、株式会社とうえい、東栄町大字下田字花田21番地。

東栄町体験交流館（のき山学校）、特定非営利活動法人てほへ、東栄町大字東菌目字中林30番地。

この施設につきましては、すべて前回と同じ団体をお願いする施設でございます。2月5日に指定管理者選定委員会を開催いたしまして、全施設はご承認をいただいております。以上あります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第14号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今説明がありました12施設ですけれども、新たに3年間というこの指定管理の期間について、それぞれの団体と新たな契約、指定期間の契約を結ばれるにあたって、個々にどのような要望とか意見がでていたかというのは具体的に把握して、またそれは一覧にまとめてみえるのでし

ようか。それぞれ状況が違うと思いますけども、なぜそういうことが大切なのかと言いますと、指定管理の場合例えば修繕の問題だとか、施設等は老朽化の問題、運営ともに関わって今後3年間の中で町がどのように事業的に支出するとか、対応する。それも大事なんですね。ですから現段階でこの12施設はどういう意見を持ち、どういう要望を持ったうえでこの指定期間を延長することに同意したのか。この辺は大切な内容だと思いますのでお願いいたします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

個々の施設については、担当課で指定管理者と相談をしてこの指定をするということを打ち合わせ等行っておりますので、詳細については個々の担当課になると思います。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

個々の担当課ですけども、基本的に逆に言えば指定管理の担当課として総務課がやってみえるわけですから、この論議について細かい詳細の分とは言いませんけど概要として大事なことは一覽にまとめるべきだと思いますし、そういうものをちゃんと残していかないと今後の中の町の事業計画やいろんな部分について、ベースにならないと思いますけどどうですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

指定管理につきましては、各課から各管理をする団体の資料等全て総務課の方で預かっておりまして、それをもとに選定委員会を開催しておりますので、各施設についての事業内容、事業規模、指定管理料等につきましても総務課の方で保管しております。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5 番（加藤彰男君）

そのポイントのものを今まとまったものが無いとしても、今後の中でぜひ出していただきたいというふうに思いますので、ぜひそれはよろしくお願いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

現在、そのような数値化ではありませんがデータとして一覧表にはまとめてありませんので、今後まとめて、また提示をさせていただきたいと思います。

（「議長、2 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、2 番。

2 番（原田安生君）

今の質問とまるっきり同じなんですけども、これを結ぶにあたり不服だとかそういうお話はなかったのか。それだけ確認をさせてください。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

そのような話は聞いておりません。

議長（伊藤芳孝君）

他はよろしいでしょうか。以上で議案第 14 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 14 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号『指定管理者の指定について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 15 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 18、議案第 15 号『東栄町過疎地域自立促進計画の変更について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、振興課長」の声あり）

はい、振興課長。

振興課長（伊藤明博君）

議案第 15 号。東栄町過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条の規定により、東栄町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり議会の議決を求める。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長村上孝治。

提案理由、この案を提出するのは、児童福祉施設保育所の新設について、東栄町過疎自立促進計画を変更する必要があるからである。

1 枚はねていただきまして、東栄町過疎自立促進計画の本文の変更でございます。変更箇所でございますが、1 番左側の頁にあります 5 の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のところの（1）現況と問題点のイ児童福祉のなかの本文でございますが、下線部分でございます、認定子ども園をあわせて園舎の老朽化を踏まえ新設に変更いたします。次に（3）の計画の表についての変更でございます。表の中の事業名（施設名）の欄の下線部分でございますが、（4）認定子ども園を（3）の児童福祉施設保育所に変更しまして、事業内容の欄の下線部分でございますが、認定子ども園を、めくっていただきまして裏側になりますが保育所に変更するものでございます。

なお、この東栄町過疎地域自立促進計画につきましては、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画期間でありまして、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項において準用します同条第 1 項及び第 5 項の規定によりまして、この議会を経まして県を経由して国の各大臣に提出することになっております。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 15 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

今説明があった過疎計画の変更内容についてはありませんけれども、これは今回という訳ではなく以前もそうだったんですけども、新しい事業を伴うことによって過疎債を出していかなくて

はならないということでこの過疎計画を前提にして、変更していくという流れになる訳ですけども、やはり過疎計画についてこの事業とワンセットででるということは果たしていいのかどうか。やはりこの過疎計画っていうのは、ある意味、総合計画に対しての財政面とセットになる裏付けになるような計画の側面が強いわけですから、なるべく早く前もってこの過疎計画については、論議は出されてその後予算が出されていくというような流れが必要じゃないかと。これは尾林町長のときもこれと同じような話があったと思いますから、今後町政運営のなかでいろいろ大変な部分があり、また過疎債の起債をしていくときにいろんな相談とか町政事項があるわけですから簡単内にしても、もう1つの総合計画の財政面の計画であるような裏付けである過疎計画を、もう少し早く提示できるような形、またそこで論議ができるような形っていうのを今後お願いしたいということで意見として述べさせていただきます。

（「議長、振興課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、振興課長。

振興課長（伊藤明博君）

今回の変更の件でございますが、保育所建設ということで本来ならできれば12月議会にこういった計画を先に上程すると良かったんですが、まだ保育所の関係の建設の内容につきましてまだちょっと決まってない部分があったといいますか、まだ流動的な部分がありましたので、今回当初予算にそういった保育園の建設事業の予算が計上されとるわけですが、その前に同じ定例議会になってしまっておりますけども、その前に上程させていただいてそういった流れで今回当初予算より先に提出させていただいたと、そういう計画でございます。よろしく申し上げます。

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第15号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第15号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号『東栄町過疎地域自立促進計画の変更について』の件は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 19、議案第 16 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算・第 10 号について』の件を議題といたします。予算内容の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは補正予算書からお願いいたします。1 ページをお開き下さい。議案第 16 号。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 10 号）について。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 10 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長 村上孝治。

2 ページをお開き下さい。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 10 号）。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条. 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 87,807 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,164,833 千円とする。2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表. 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第 2 条. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 123 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表. 繰越明許費」による。

地方債の補正、第 3 条. 既定の地方債の変更は、「第 3 表. 地方債補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正 1 款町税 2,392 千円。2 款地方譲与税 500 千円の減。6 款地方消費税交付金 1,000 千円の減。12 款使用料及び手数料 5,019 千円。13 款国庫支出金 1,670 千円の減。14 款県支出金 4,738 千円の減。15 款財産収入 342 千円。16 款寄付金 2,013 千円の減。17 款繰入金 177,500 千円の減。18 款繰越金 95,248 千円。19 款諸収入 6,213 千円。20 款町債 9,600 千円の減。歳入合計 87,807 円の減。計 3,164,833 千円。歳出。1 款議会費 140 千円の減。2 款総務費 12,528 千円。3 款民生費 56,452 千円の減。4 款衛生費 10,989 千円。5 農林水産業費 2,570 千円の減。6 款商工費 3,513 千円の減。7 款土木費 13,294 千円の減。8 款消防費 9,166 千円の減。9 款教育費 4,211 千円の減。11 款公債費 0 千円。歳出合計 87,807 千円。計 3,164,833 千円。

第 2 表繰越明許費。2 款総務費 1 項総務管理費、旧新城東高校本郷校舎跡地整備工事 1,737 千円。2 款総務費 1 項総務管理費、賃貸後譲渡型住宅整備事業 23,866 千円。3 款民生費 2 項児童福祉費、新保育園設計委託料 18,684 千円。8 款消防費 1 項消防費、防火水槽漏水修繕工事 1,967 千円。

第 3 表地方債補正。変更、起債の目的。中央総合簡易水道建設事業、補正後 39,500 千円。林道よらき線舗装工事 0 千円。町道西菌目坪沢線舗装修繕工事 4,900 千円。町道河内中在家線改良工事 0 千円。東栄中学校屋内運動場屋根改修外壁塗装工事 23,000 千円。計 67,400 千円。それでは予算説明書により説明さしあげます。歳出からお願いいたします。まず全般的なことですが、今回の補正につきましては精算による減額が主なものでありますので、それらのものについての説明は省略させていただきます。

23 ページをお開き下さい。1 款議会費は実績見込みによる清算です。

24 ページ、2 款 1 項 1 目一般管理費 3 節の時間外勤務及び 12 節の郵便料、及び 14 節の有料 1 道路通行料は実績見込みにより増額するものです。19 節北設広域事務組合負担金の増額は、事務 共通費の増によるものです。3 目会計管理費 13 節財務会計システムサーバ更新委託料は、サー バ更新にあたり現サーバに残っているデータを消去するための費用です。4 目財産管理費 15 節 旧新城東高校本郷校舎跡地整備工事は、解体した校舎の跡地を駐車場として利用するために整備 するものです。

25 ページ、7 目企画費 8 節若者定住奨励金事業は、ふるさと就労奨励金の申請が 2 件追加され たことによるものです。11 節印刷製本費は、コピー代の実績見込みによる増です。13 節 13 管理 委託料、15 節工事請負費及び 26 ページの 19 節上下水道加入金は、下田地内に整備する賃貸後譲 渡型住宅を建設するための経費であります。10 目交通安全対策費 11 節消耗品費は、4 月に実施 する交通安全啓発用の資材を購入するものです。27 ページから 29 ページまでは全て実績見込み による清算です。

30 ページ、3 款 1 項 3 目障害者福祉費の 20 節精神障害者医療費は、実績見込みによる増であ ります。4 目老人福祉費の 20 節老人保護措置費は、2 月から 2 名の方が新たに施設に入所した ことによる増です。31 ページ、2 項 1 目児童福祉総務費 20 節未熟児養育医療費及び、2 目保育 園費 11 節光熱水費は、実績見込みによる増であります。

32 ページ、4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 28 節国保東栄病院事業特別会計繰出金は、へき地医 療確保運営費補助金が減額されたことと、北設楽郡地域連携システムに係る設楽町豊根村負担金 を一般会計で受け入れたことによる増額です。33 ページ 2 項 1 目環境衛生費 8 節アルミ缶等回収 報償金は、当初の見込みより回収量が増えたことによる増額です。2 目火葬場費 7 節火葬及び搬 送業務賃金は、火葬業務を依頼する件数が増えたことによる増額です。

34 ページ 5 款 1 項 6 目千代姫荘施設費の 7 節臨時職員賃金、11 節燃料費及び 13 節千代姫荘指 定管理料は、宿泊者が増えたことによる増額です。11 節修繕料は、エアコンの不調により暖房の 効きが良くないため屋内機の洗浄を行うものです。35 ページ 5 款 2 項 2 目林業振興費 19 節間伐 材搬出事業等補助金は、実績が当初の約 2 倍に増えたことによる増額です。水源林対策事業助成 金は、作業路分の助成金が森林整備分に振り替えたことによる増額です。4 目森林整備費 13 節 あいち森と緑づくり事業委託金は、事業の内容が確定したことによる増額です。

36 ページ、6 款 1 項 2 目商工振興費 19 節の中小企業制度資金利子補給金は、当初の予定より 借入金額が増えたことによる増額です。3 目観光費 7 節の賃金は、最低賃金が上がったことよ り増額です。37 ページ 5 目温泉施設費 11 節光熱水費は、急速充電器の電気料の実績見込みによ る増額です。

38 ページから 41 ページまでは、実績見込みによる精算です。

42 ページ、8 款 1 項 1 目 19 節新城広域消防負担金はベースアップによる人件費の増、消防車 両の更新及び消防緊急指令施設の機器の更新とその保守費用による増額です。2 目非常備消防費 1 節消防団員報酬は、団員数の増によるものです。12 節手数料は、車検に係る経費が当初の予定 より増えたことによるものです。4 目無線管理費 11 節修繕料は、個別受信機の修繕の数が増え たこと、アンテナを撤去するために増額するものがあります。

43 ページは実績見込みによる精算です。

44 ページ、9 款 2 項 1 目学校管理費 11 節燃料費と印刷製本費は、実績見込みによる増額です。 2 目教育振興費と 45 ページ 3 項 2 目教育振興費の 19 節特別支援教育就学奨励金費は、対象児童

及び生徒がそれぞれ1名ずつ増えたことによる増額です。46 ページ4 項2 目学校給食共同調理場費4 節社会保険料は、臨時職員の賃金の増によるものです。47 ページ5 項1 目社会教育総務費9 節普通旅費は実績見込みによる増です。2 目文化財費はしかうち調査にかかる精算です。48 ページは実績見込みによる精算です。49 ページ7 項1 目森林体験交流施設費3 節時間外勤務手当は実績見込みによる増額です。18 節掃除機購入費は掃除機が2 台故障したことにより、新たに購入するものです。

50 ページ、公債費は減債基金の繰入を取りやめたことによる財源更正です。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

3 ページをお開き下さい。1 款1 項2 目の法人は、法人町民税の均等割、法人税割とも当初の見込みより増えたことによる増額です。1 目の個人と4 ページ2 項1 目固定資産税、5 ページ3 項1 目軽自動車税については、滞納繰越分の歳入見込額を増額するものです。6 ページの2 款地方譲与税から9 ページの12 款使用料及び手数料までは収入見込みによる増減です。

10 ページから15 ページまでの13 款国庫支出金及び14 款県支出金は、それぞれ給付費等の実績見込みによる増減、事業実施の精算による増減によるものです。

16 ページ、15 款財産収入は歳入見込みによる増額です。

17 ページ、16 款1 項1 目一般寄付金の東栄ふるさと寄付金は、歳入見込みを当初の10,000 千円から8,000 千円へ修正し、減額するものです。2 目農林水産業費寄付金は、事業の実績見込みにより減額するものです。

18 ページ、17 款2 項3 目財政調整基金繰入金及び5 目減債基金繰入金は財源調整の結果、減額するものです。4 目住宅開発基金繰入金は、賃貸後譲渡型住宅整備の財源にあてるものです。

19 ページ、18 款繰越金は、今回の補正の財源不足分を計上してあります。

20 ページから21 ページは主に歳入見込みによるものですが、19 款諸収入のうち北設楽郡地域医療連携負担金については、地域連携システム構築に係る設楽町と豊根村の負担金について、当初は東栄病院事業会計で収入する予定でいましたが、一般会計に変更するものです。

22 ページの20 款町債は、事業費確定に伴うものです。

次に、51 ページから54 ページにつきましては、年度内に事業が完了できない4 事業につきまして翌年度に繰越しをさせていただき明許費の繰越しでございます。以上で補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第16 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の23 ページから50 ページまで。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

24 ページの総務管理費の一般管理費のところですけども、2 点お伺いします。時間外勤務手当の方で66 万9 千円と計上されていますけども、年額でいきますとこの金額も含めてトータルいくらになるかということ。

それから、2 点目ですけども19 節のところの自治大学校の研修負担金の約30 万というマイナ

スですけども、これは当初予定してたけどもというような事情はどのような事情だったのでしょうか。その2点をお願いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

3節の時間外勤務手当でございますが、当初予算150万円で66万9千円をプラスして216万9千円になります。

それから19節の自治大学校の研修負担金でございますが、参加者がいなかったために落としたものであります。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で「歳出」の質疑を終わります。次に「歳入」全般について質疑をお願いします。3ページから22ページまで。質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（山本典式君）

ちょっとお伺いしますが、今副町長の方から説明ありましたが8ページの繰入金の件ですけども、説明によりますと財源調整によるという説明だったんですけども、どのような調整なのかお聞きしたいと思います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

最終的に一般財源の精査の方をさせていただきまして、繰越金も含めてですがそういったものをした時に一般財源の方である程度の財源、今回も8千700万ほど全体で減額補正となりましたし、それから一般財源の方もある程度の見込みは最終的にたちましたので、当初は基金を取り崩さないと財源があてられなかったわけですが、最終的にそのような一般財源で補うことができたものですから、できる限り基金を戻させていただいたと、そういったことでございます。

（「議長、6番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、6番。

6番（山本典式君）

説明いただいたわけですが、ちょっと金額が大きすぎるものですからそれが一般財源で賄えたということですよ、結論は。だもんで、当初の査定するときにもそういう慣行はなかったわけですか。その繰越金とかいろいろなもの。それにしても金額がすごく大きいものですから、また平成30年度の当初予算についても当初予算の財政調整基金の取り崩しが1億5,000万、それから減債基金が4,600万。同じような感じだけど、これは29年度の繰越金を見てみれば分かるんというところもあるわけですかね。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

やはりある程度は繰越金だとかあるいは交付税、特に大きいものについては見込むわけですが、やはりそこに歳入欠陥ではありませんが見込んだだけの歳入をできないと後の補正予算等も困りますので、ある程度は少なめにやはり見るということで当初組ませていただいておりますので、そういった中で当初予定していたよりも繰越金も多かったということで今回こういった措置になったということで。やはり当初はあんまり目一杯組みますと、その後の補正等の財源も含めまして考えにやいかんもんですから、そういった形で組まさせていただきました。

30年度につきましても同じ考えをさせていただきます。

（「議長、6番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、6番。

6番（山本典式君）

最後は私の意見ですが、まあ3回目ですので。やっぱり基金の取り崩しですね。それから保育園の関係も目的基金を取り崩して財源にあてると、やはりそのどちらかという基金の取り崩しというのは厳しい財政の中で、あてるといってはなかなかシビアなところがあると思うんですよ。ですから、一旦当初予算に載せてしまうと、私もちょっとそういうこと言ったことあるんですけど、今回の当初予算作るについても、普通の予算であって1億2,400万財政調整基金にあてると。そういうような言い方になってしまったもんで私も今見て驚いたんですけど、特に

財政調整基金っていうのはやっぱりあてるっていうと、やっぱり当初組むときに財源が今の説明の中である程度シビアに考えるかどうか別としまして、当初の予算査定の時に財源確保といいますか、それはやっぱりシビアにやらないとこんだけあと丸太に返しちゃうことになるものですから、私はそこは気を付けたほうがいいんじゃないかなということを思っております。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

今おっしゃるとおりシビアには見させていただいておりますが、やはり先ほど申しましたように、本当にシビアに見てしまっても動きが取れなくなっても困りますので、やはりある程度の余裕を見ながら組まさせていただくと。それでも通常の予算を組むときでもやはりそういった見方をさせていただいております。それでもやはり現状厳しい状況で、当初予算のなかでは基金を取り崩さないと財源どうしても見込めないということからさせていただいたんですが、結果として今回29年度の出た結果として他の交付税なり繰越金なり他の財源が、なんとか確保できたという形のなかから、次年度に向けての財源のことも考えましてこういった措置をとらせていただいたということです。

（「議長、9番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、9番。

9番（伊藤紋次君）

8ページの使用料及び手数料の関係の、とうえいの健康の館の使用料が非常にプラスになっているんですけど、この要因についてはどのようにとられているかをお願いしたいと思います。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、経済課長。

経済課長（金田新也君）

確かに前年度と比べますと、ご覧いただいたように非常に多くなっております。今年、経営の最初の会議の時に、月額100万円を目標にして進んでいこうという方針を株式会社とうえいの方でも立てて、PR等に努めてきたわけでありまして。最終的な数字はその結果でありまして、いろいろな努力が少しずつ実を結んでのことだと考えております。

確かに健康の館を湯治場として利用するというようなお客さんも顕著にみえてきてますので、そういった努力の結果に受け止めております。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

よろしいですか。はい、以上で議案第 16 号の質疑を打ち切ります。

議案第 17～19 号

議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りします。日程第 20、議案第 17 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算・第 4 号について』、日程第 21、議案第 18 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算・第 2 号について』、日程第 22、議案第 19 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算・第 4 号について』の 3 案件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号から議案第 19 号までの 3 案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

それでは初めに予算書の 9 ページからお願いいたします。議案第 17 号。平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について。平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長 村上孝治。

平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）。平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条. 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 72,787 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 447,257 千円とする。2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表. 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入。1 款国民健康保険料 909 千円の増。2 款使用料及び手数料 12 千円の増。3 款国庫支出金 16,867 千円の減。4 款療養給付費交付金 1 千円の減。5 款前期高齢者交付金 10,224 千円の増。6 款県支出金 16,754 千円の減。7 款共同事業交付金 46,896 千円の減。9 款繰入金 3,511 千円の減。11 款諸収入 97 千円の増。歳入合計 72,787 千円の減。計 447,257 千円。

歳出。2 款保険給付費 57,520 千円の減。3 款後期高齢者支援金等 0 千円。6 款も同様に介護

納付金も0千円でございます。7款共同事業拠出金 15,112千円の減。8款保険事業費 155千円の減。予備費については0千円ということで、歳出合計が補正額、72,787千円の減。計 447,257千円。

次に予算説明書の 68 ページをお願いいたします。歳出。2款1項1目一般被保険者療養給付費 50,000千円の減。これにつきましては療養給付費の実績見込みによる減ということで、給付費が減っておりますので減となっております。以下、実績見込み等によるものでございますので特別なもの以外は朗読で説明に変えさせていただきます。2目退職被保険者等療養給付費、これにつきましては財源更正でございます。3目一般被保険者療養費 150千円の減。2款2項1目一般被保険者高額療養費 7,000千円の減。2款4項1目出産育児一時金 420千円の減。2名分見てありましたが、1名分の減ということでございます。2款5項1目葬祭費 50千円の増。3款1項1目後期高齢者支援金、これは財源更正でございます。6款1項1目の介護納付金についても財源更正でございます。7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金 4,355千円の減。4目保険財政共同安定化事業拠出金 10,757千円の減。8款2項1目保険事業費 155千円の減。予備費につきましても財源更正でございます。

次に歳入の 57 ページをお願いします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険料 1,016千円の増。2目退職被保険者等国民健康保険料 107千円の減でございます。2款1項1目督促手数料 12千円の増。3款1項1目療養給付費負担金 5,764千円の減。3目高額医療費共同事業負担金 1,089千円の減。3款2項1目財政調整交付金 10,014千円の減。4款1項1目療養給付費交付金 1千円の減。5款1項1目前期高齢者交付金 10,224千円の増。6款1項1目高額医療費共同事業負担金 1,089千円の減。6款2項2目財政調整交付金 15,665千円の減。7款1項1目高額医療費共同事業交付金 6,425千円の減。2目保険財政共同安定化事業交付金 40,471千円の減。9款1項1目一般会計繰入金 3,511千円の減。11款1項1目一般被保険者延滞金 97千円の増でございます。

次にまた予算書の方に戻っていただきまして、13 ページをお願いします。議案第 18 号。平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について。平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長 村上孝治。

平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条. 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 304 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134,040 千円とする。2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表. 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入。1款後期高齢者医療保険料 304千円の増。歳入合計 304千円の増。計 134,040 千円。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金 304千円の増。歳出合計 304千円の増で計が 134,040千円でございます。

次に予算説明書の 80 ページをお願いします。歳出ですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金 304千円の増でございます。

前のページへ戻っていただいて歳入ですが、1款1項1目後期高齢者医療保険料 304千円の増

ということでございます。

次にまた予算書の方へ戻っていただきまして、17 ページをお願いいたします。議案第 19 号。平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について。平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長 村上孝治。

平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）。平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条. 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 37,241 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 586,526 千円とする。2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表. 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入。1 款保険料 8,649 千円の減。3 款国庫支出金 15,480 千円の減。4 款支払基金交付金 13,098 千円。5 款県支出金 4,613 千円。6 款繰入金 30,418 千円。7 款繰越金 29,219 千円の増。8 款諸収入 5,798 千円の増。歳入合計 38,241 千円の減。計 586,526 千円。

歳出です。1 款総務費 1,056 千円の減。2 款保険給付費 23,560 千円の減。3 款地域支援事業費 11,766 千円の減。5 款諸支出金 859 千円の減。歳出合計 37,241 千円の減で計が 586,526 千円です。

予算説明書の 92 ページを開いていただきたいと思います。歳出でございます。1 款 1 項 1 目一般管理費 65 千円の増でございます。これはシステム保守点検の増によるものでございます。1 款 3 項 1 目介護認定審査会費 921 千円の減。2 目認定調査等費 200 千円の減。これも実績見込みによるものでございます。2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費 18,200 千円の減。2 目の施設介護サービス給付費 1,500 千円の増。これも実績見込みによるものでございます。2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費 3,780 千円の減。これも同様でございます。2 款 3 項 1 目審査支払手数料 20 千円の増。2 款 4 項 1 目高額介護サービス費、これは財源更正となっております。2 款 5 項 1 目高額医療合算介護サービス費、これについても財源更正でございます。2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費 3,000 千円の減。これも実績見込みによるものでございます。2 款 7 項 1 目特定入所者介護予防サービス費 100 千円の減でございます。3 款 1 項 1 目介護予防生活支援サービス事業費 3,275 千円の減。2 目介護予防ケアマネジメント事業費 400 千円の減。これも実績見込みによるものでございます。3 款 2 項 1 目一般介護予防事業費 1,098 千円の減。3 款 3 項 1 目包括的ケアマネジメント事業費 7,000 千円の減。3 目生活支援体制整備事業費 2 千円の増でございます。3 款 4 項 1 目審査支払手数料 5 千円の増。5 款 1 項 2 目償還金 859 千円の減となっております。

次に歳入の 83 ページをご覧くださいと思います。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 8,649 千円の減ということでございます。3 款 1 項 1 目介護給付費負担金 7,302 千円の減。3 款 2 項 1 目調整交付金 3,941 千円の減。2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）1,102 千円の減。3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業）3,135 千円の減でございます。4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 11,563 千円。2 目地域支援事業支援交付金 1,535 千円の減。5 款 1 項 1 目介護給付費負担金 3,486 千円の減。5 款 2 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）3 千円の増。2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業）につきまして 1,130 千円の減ということでありまして、6

款1項1目介護給付費繰入金 24,966 千円。2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）でございますが 657 千円の減。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業）1,127 千円の減。4目低所得者保険料軽減繰入金 96 千円の減。5目その他一般会計繰入金 3,572 千円、これは事務費の繰入の減でございます。7款1項1目繰越金 29,219 千円ということで、前年度の繰越金でございます。8款2項2目返納金 3,672 千円。大幅な増となっておりますが、これは不正請求があった分の法人からまとまった金額で返済したいという申出がありまして、まとまって入ってくることによる増額補正でございます。3目雑入 2,126 千円。これにつきましては、広域連合へ移行するためにシステムデータの抽出でありましたり、システム連携のための費用が広域連合から入ってくるものが確定をしたために、今回増額補正をさせていただいております。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第 17 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算・第 4 号について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 57 ページから 76 ページです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第 17 号の質疑を打ち切ります。次に、議案第 18 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算・第 2 号について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 79 ページから 80 ページです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第 18 号の質疑を打ち切ります。次に、議案第 19 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算・第 4 号について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 83 ページから 105 ページまでです。質疑はございませんか。

（「議長、6 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい。6 番。

6 番（山本典式君）

ちょっとお伺いしたいんですけども、この前議会に広域連合における介護保険料の資料をいただきました。その中で保険料 4,800 円ですか。というような東栄町は 4,800 円が出とったんですけども、きっと基金をそこへあてて結局あれだけの金額になってと思うんですけども、今回最終的に決算ですね、繰越金が生じた場合ですけども、さきほど条例 3 号ですか、うたわれとった剰余金を生じた場合は平成 30 年度の一般会計で受けるという記載事項があったと思うんですけど、その受けるのはいいんですけど今度最終的に決算を出す場合に、その一般会計で受けたやつほどのように処理するというかあてるわけですかね。もし分かっていたら教えていただきたい。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

この29年度で介護保険特別会計、先ほど条例の方で提出させていただきましたが無くなるということで、収支の差額の要する決算につきましては、一般会計の30年度の繰越金で受け入れるということになります。ということは普通は一般財源なんです、その中には翌年度精算になります国の負担であったり補助であったり県の補助であったり、それから支払基金の増減そういったものが入ってまいりますので、そういったもので本来返すべきお金が入っていればそれは広域連合へ支払うこととなります。それ以外のいわゆる純然たる一般財源は一般会計のもとものお金でございますので、一般会計で使えと、一般財源で、ということになります。

さらにですね、今年度の保険料については見込みを立てて先ほど言われたように725円の減額ということが来年以降3年間ですね、東栄町についてはできた。それで4,800円台のお金になったということでございます。そのお金を越えてさらに保険料を、今年度については見込みで出しておりますのでそれが残った場合、各市町村とも第1号被保険者が負担したものでございますので、介護保険に使うべきものということで広域連合が保険料として扱うということで、広域連合の方へ支払うということでございます。それを支払ってしまうと後は、特に動きというものはありませんので色のついとるものは全て広域連合に払いますし、色のついてない一般会計の一般財源はそのまま一般会計に残るということで東栄町の介護保険関係の会計は終了するということとなります。

（「議長、6番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、6番。

6番（山本典式君）

わかりました。それで敢えて言うならいわゆる結局そうすると今回教えていただきたいのは、保険料を軽減するためにどのくらいの財源、基金を使ったかということと、いわゆる平成30年度では広域連合のために基金の余剰金が出た場合には、第1号被保険者の保険料が出た場合には、広域連合のための介護給付費にあてるということか。7期8期の東栄町の軽減にはしないということですね。広く一般的に使われるということですね。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

その725円の東栄町にあてられた金額は3,700万円余りでございまして、これは当初予算の説明でも私申し上げたと思うんですが、それが軽減にあてられるということです。それは3年間で保険料として残ったものということです。29年度の見込みも含めてですね。ですから29年度の見込みも含めてそれを越えたものがあつた場合には、広域連合へ行って一般の保険料と一緒にありますよということをお先ほど申し上げさせていただきました。

30年度以降の保険料については、当然東三河広域連合全域の介護保険の保険料として扱われるということになります。

議長（伊藤芳孝君）

はい、よろしいですか。以上で議案第19号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第20～22号 -----

議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りします。日程第23、議案第20号『平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算・第4号について』、日程第24、議案第21号『平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算・第4号について』、日程第25、議案第22号『平成29年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算・第2号について』の3案件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第22号までの3案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

補正予算書の21ページをご覧ください。議案第20号。平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について。平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成30年3月8日提出。東栄町長 村上孝治。

平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）。平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条. 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,270千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287,145千円とする。2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表. 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条. 既定の地方債の変更は、「第2表. 地方債補正」による。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。1款分担金及び負担金、補正額784千円。2款使用料及び手数料495千円。5款繰入金6,211千円の減。6款繰越金1,662千円。8款町債6,000千円の減。歳入合計9,270千円の減。計187,145千円。

次ページをお願いします。歳出。2款簡易水道事業費1,856千円の減。3款水道建設費7,414千円の減。歳出合計9,270千円の減。計287,145千円。

第2表地方債補正。1. 変更、起債の目的。中央統合簡易水道建設事業、補正後限度額39,500千円。その他起債の方法等につきましては、変更ございません。

続いて予算補正説明書の115ページをご覧ください。歳出。2款1項1目水道管理費1,856千円の減。13節委託料の1,000千円の減額につきましては、施設点検清掃等委託料の供与金の残高によるものです。14節使用料及び賃借料につきましては、簡易水道の集中監視装置の借上料の減によるものです。18節備品購入は、量水器購入の実績による減額でございます。次ページをお願いします。3款1項1目統合簡易水道建設費7,414千円の減。13節委託料は工事設計委託料の請負残。15節工事請負費につきまして、中設楽浄水場の建設工事の請負残の精算による金額でございます。次に予算説明書の109ページをご覧ください。歳入。1款1項1目負担金、補正額784千円。これは加入者負担金の本年度の実績見込みによる増額です。2款1項1目水道使用料455千円。本年度の実績見込みによる増額です。2款2項1目督促手数料40千円。実績によるものです。5款1項1目一般会計繰入金6,211千円の減でございます。これは施設整備費分の211千円分の減額と起債分6,000千円の減額によるものです。6款1項1目繰越金1,662千円。これは前年度の繰越金の精算によるものです。8款1項1目水道建設債6,000千円の減。これは統合簡易水道建設債の減額によるものでございます。以上で簡易水道特別会計の説明を終わります、次に補正予算書の27ページをご覧ください。

議案第21号。平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成30年3月8日提出。東栄町長 村上孝治。

平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条. 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,181千円とする。2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表. 歳入歳出予算補正」による。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。1款分担金及び負担金600千円の減。3款国庫支出金160千円の減。4款繰入金7,965千円の減。5款繰越金455千円。歳入合計8,000千円の減。計130,181千円。

歳出。1款下水道事業費8,000千円の減。歳出合計、8,000千円の減。計130,181千円。

続きまして補正予算説明書の123ページをご覧ください。歳出。1款1項1目下水道維持管理費、補正額8,000千円の減。13節委託料の浄化センター等維持管理委託料の請負残で3,500千円の減、下水道長寿命化計画策定業務で請負残4,500千円の減額となりました。

119ページをご覧ください。歳入。1款1項1目公共下水道事業分担金600千円の減。これは実績によるものでございます。3款1項1目国庫補助金160千円の減。これは長寿命化計画策定業務の精算によるものでございます。4款1項1目一般会計繰入金7,695千円の減。これは維持管

理費の減による一般分の繰入金の減額でございます。5款1項1目繰越金455千円。これは前年度繰越金の精算によるものでございます。以上で下水道事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、補正予算書の31ページをご覧ください。議案第22号。平成29年度東栄町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について。平成29年度東栄町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成30年3月8日提出。東栄町長 村上孝治。

平成29年度東栄町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。平成29年度東栄町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条.既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,460千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,465千円とする。2.歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表.歳入歳出予算補正」による。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。1款分担金及び負担金300千円の減。2款使用料及び手数料200千円の減。4款繰入金2,909千円の減。5款繰越金1,949千円。歳入合計1,460千円の減。計35,465千円。

歳出。農業集落排水事業費1,460千円の減。歳出合計1,460千円の減。計35,465千円。

続いて補正予算説明書の131ページをご覧ください。歳出。1款1項1目農業集落排水維持管理費、補正額1,460千円の減。これは13節浄化センターの維持管理委託料の請負残による精算の減でございます。

127ページをご覧ください。歳入。1款1項1目農業集落排水事業分担金300千円の減。本年度加入見込みがないための減額でございます。2款1項1目使用料及び手数料200千円の減。これは実績見込みによるものでございます。4款1項1目一般会計繰入金2,090千円の減。これは農業集落排水維持管理費の減及び繰越金の増に伴い、一般分の繰入金の減となりました。5款1項1目繰越金1,949千円。これは前年度の繰越金の精算によるものでございます。以上で事業課関係の特別会計の説明を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第20号『平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算・第4号についての質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の109ページから116ページまでです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第20号の質疑を打ち切ります。次に、議案第21号『平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算・第4号について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の119ページから123ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第 21 号の質疑を打ち切ります。次に、議案第 22 号『平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算・第 2 号について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 127 ページから 131 ページまでです。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で議案第 22 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 23 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 26、議案第 23 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算・第 6 号について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第 23 号。平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 6 号）について。平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 6 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長 村上孝治。

平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 6 号）

第 1 条. 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 6 号）は次に定めるところによる。

第 2 条. 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。

収入、第 1 款. 病院事業収益、757 千円の増、計 285,765 千円。支出、第 1 款. 病院事業費用、757 千円の増、計 285,765 千円。

第 3 条. 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 38,157 千円は、過年度分損益勘定留保資金 38,157 千円で補てんするものとする。収入、第 1 款. 資本的収入、3,092 千円の減、計 29,903 千円。

第 4 条. 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算第 6 条に定めた一般会計からこの会計へ繰り出しする金額を次のとおり補正する。一般会計負担金、企業債利息償還金 27 千円の減。運営費補てん金 2,996 千円の増。一般会計出資金、建設改良費 3,028 千円の増。

説明書の 8 ページをお願いいたします。8 ページの中段の収益的収入及び支出の支出からお願いをいたします。1 款 1 項 2 目経費 2,000 千円の減でございますが、へき地診療委託料が開園したことによるものでございます。3 目原価償却費 818 千円の減。4 目資産減耗費 355 千円。1 款 2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費 39 千円の減でございます。2 目雑損失 3,259 千円の増ですが、消費税の仮勘定の精算に伴う増となっております。収入へお願いします。1 款 2 項 1 目受

取利息配当金が2千円の減。2目県補助金が2,000千円でこれはへき地医療確保運営補助金が改元の2,000千円ということでございます。3目一般会計負担金2,969千円の増。4目長期前受金戻入128千円の減。5目区その他医業外収益82千円の減でございます。

次に資本的収入及び支出でございますが、収入でございますが、1款1項1目の一般会計出資金3,028千円増えております。一方、3項1目の寄付金でございますが、これは一般会計の雑入で副町長が説明を申し上げましたように、当初ここで医療連携システムの負担ということで設楽町及び豊根村から3,060千円ずつ6,120千円を受け入れる予定をしておりましたが、雑収入で受け入れるに変更したために減となったものになります。

なお、10ページには最終的な資本的収支の事業の決算見込みと申しますか、実績見込みが出ておりますので参考にしていただければと思います。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

議案第23号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「収益的収入及び支出」、「資本的収入及び支出」全般についてお願いします。東栄病院事業特別会計補正予算説明書の8ページ、9ページです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第23号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第24号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、平成30年度の一般会計、各特別会計の当初予算関係議案に入りますが、来週の12日（月）に予算特別委員会を予定しておりますので、質疑はその折にお願いしたいと思います。本日はどうしてもお聞きしたいと言う部分に限ってのみ、お願いをいたします。

始めに、日程第27、議案第24号『平成30年度東栄町一般会計予算について』の件を議題といたします。予算内容の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは一般会計の補正予算の方をお願いしたいと思います。全員協議会の方で個々の説明をさせていただいておりますので、本日は上程のみということでお願いしたいと思います。平成30年度の当初予算についてですね。すみません。1ページをお開きください。議案第24号。平成30年度東栄町一般会計予算について。平成30年度東栄町一般会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成30年3月8日提出。東栄町長村上孝治。

平成30年度東栄町一般会計予算。平成30年度東栄町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条.歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,570,000 千円と定める。
2.歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表.歳入歳出予算」による。

地方債、第2条.地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条.地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

歳出予算の流用、第4条.地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表歳入歳出予算、歳入。1款町税 319,513千円。2款地方譲与税 26,500千円。3款利子割交付金 300千円。4款配当割交付金 1,100千円。5款株式等譲渡所得割交付金 800千円。6款地方消費税交付金 60,000千円。7款自動車取得税交付金 6,400千円。8款地方特例交付金 1千円。9款地方交付税 1,639,701千円。10款交通安全対策特別交付金 1千円。11款分担金及び負担金 39,624千円。12款使用料及び手数料 84,169千円。13款国庫支出金 154,975千円。14款県支出金 172,475千円。15款財産収入 13,375千円。16款寄付金 10,481千円。17款繰入金 438,875千円。18款繰越金 110,000千円。19款諸収入 140,328千円。20款町債 351,400千円。歳入合計 3,570,000千円。

歳出。1款議会費 55,975千円。2款総務費 522,796千円。3款民生費 1,061,972千円。4款衛生費 511,198千円。5款農林水産業費 209,494千円。6款商工費 77,177千円。7款土木費 223,758千円。8款消防費 210,004千円。9款教育費 282,982千円。10款災害復旧費 16千円。11款公債費 380,680千円。12款諸支出金 29,209千円。13款予備費 4,739千円。歳出合計 3,570,000千円。

第2表地方債。起債の目的と限度額を読み上げます。臨時財政対策債 80,000千円。新保育園建設工事 124,000千円。おいでん家事業 14,000千円。中央統合簡易水道建設事業 13,000千円。山村振興営農環境整備事業 2,500千円。林道峯地改良工事 4,300千円。林道小田沢登線舗装工事 6,900千円。林道よらき線舗装工事 1,400千円。林道名倉千改良工事 1,900千円。林道駒久保線改良工事 2,100千円。橋梁補修工事 8,700千円。町道西菌目坪沢線舗装修繕工事 5,000千円。町道河内中在家線改良工事 20,000千円。町道浅井太和金千舗装修繕工事 3,000千円。町道深谷池場線側溝整備工事 3,000千円。公共下水道長寿命化事業 10,800千円。小型動力ポンプ付き積載者購入 7,000千円。全国瞬時警報システム事業 2,600千円。集会所非常警報装置設置工事 1,300千円。技術室屋根改修及び渡り廊下塗装工事 5,900千円。B&G体育館及びプール外壁塗装等改修工事 22,000千円。グリーンハウス体育室屋根改修工事 8,000千円。町営バス購入事業 4,000千円。計 351,400千円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。利率につきましては昨年度までは6%でありましたが、30年度からは実情に合わせまして4%以内ということにさせていただいております。説明は以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第24号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。一般会計予算の「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6 番（山本典式君）

明日、一般質問ありますので事前にちょっとお聞きしたいんですけども、歳入の 40 ページ町債ですけどもこの前ちょっと質問させていただいたんですけども、臨時財政対策債外してあとは全部過疎債ということでこれ間違いないということになれば、過疎債 2 億 7,000 万くらいですか。そういうような形のなかで、私がお聞きしたいのが保育園の建設にあたっての過疎債 1 億 2,400 万円、これはあらかじめ過疎債の申請をしてこういく枠をとったのか、それとも 1 億 2,400 万円しか認められなくて不足分を、基金を取り崩したのか、それとも最初に基金を充ててその不足分を過疎債へ申請したのか。そこら辺どうでしょうかね。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

すみません。1 点修正だけさせていただきたいと思いますが、地方債の借入の件ですが 134 ページをちょっとご覧いただきたいと思いますが、説明書の 134 ページ。臨時財政対策債の他は全て過疎債というようなこの間ご説明させていただいたと思うんですが、実際にはそれ以外に 730 万円辺地債がございますので、それがあってそれ以外の 264,100 千円が過疎債となっております。それから新保育園の財源の件なんですが、今回につきましてはまずは国の方の補助金 59,000 千円をお願いした件と、それから今回は金額が大きいということ、それから起債の金額がかなりの金額になってきますので、まずは目的金である二つの基金、そちらを充てさせていただいて、残りの分から起債の方をお願いするというので、まだ枠配分をされとるわけではありませんがこういった形で、県の方にはお願いというか申請の方を出している状態であります。

（「議長、6 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

6 番。

6 番（山本典式君）

辺地債があるということですけど、いずれにしましても過疎債っていうのは事務的な手続きですけども、事前に申請っていうのか内示内定できなものをもらってるわけじゃないですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

そういったものはないです。まずは、今年度の事業の中から来年度の起債でお願いするものを県の方に大枠として出してありますので、これで新年度になりまして当然ある程度県の枠も決まってくるので、その県の枠の中から今度は東栄町の分がどれだけということがありまして、そういった中で県とも折衝しながらお願いしていくという手続きをこれから進めて行くということになります。

（「議長、6番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

6番。

6番（山本典式君）

くどい話で申し訳ないんですけども、当時とうえい温泉を建設する時に、当然過疎債いただくということで4億8,000万くらいかかったと思うんですけど、ちょっと記憶ですけども。普通額でもらうときに、これは普通額では該当するというのかなそういう金額がないから、特別枠で申請してくれというようなことで、急きょ変更して国の方へ直接申請して全額過疎債で建ったという経緯があるものですから、私がお聞きしたかったのはそれと比べると金額が1億、それでも総事業が4億ということですので、事前にそういうもの1億2,400万っていうのは確保されておるのかどうかということ。県の方で承知しておればいいと思うんですけどね。それだけお聞きしたかったです。結構です。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

今、山本議員さんが言われました当時のとうえい温泉のときは、3億8,000万。それについては、当時は確かに特別枠っていうのがあっていろんなプロジェクトがありまして、そのプロジェクトごとにそういった特別枠っていうのがあって、必ずしも補償されとったものではありませんが、そういったものを使いながらやっていた時代がありました。現在はそういった制度がまったくございません。全体の過疎債の枠は国の方でも決まってくるので、それをなるべく多く引っ張ってくる全国の中から総務省にお願いをしながら、なるべく多く取っていただけるような努力をしていただいとると思いますが、我々もあわせて県の方にもこれだけのものが必要ですよということで強くお願いして行って、出来る限り認めていただけるような形をとっていきたいな思っております。必ずしも今保障されてるものではないということではあります。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他はよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第 25・26 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りします。日程第 28、議案第 25 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』、日程第 29、議案第 26 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』の 2 案件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 25 号と議案第 26 号を一括議題といたします。予算内容の説明を求めます。

（「議長、住民福祉長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

それでは予算書の 9 ページをお願いします。議案第 25 号。平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について。平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計予算。平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条. 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 383,074 千円と定める。2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表. 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000 千円と定める。

歳出予算の流用、第 3 条. 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第 1 表歳入歳出予算、歳入。1 款国民健康保険料 58,754 千円。2 款使用料 10 千円。3 款国庫支出金 1 千円。4 款療養給付費交付金 1 千円。5 款県支出金 296,227 千円。6 款財産収入 1 千円。7 款繰入金 25,160 千円。8 款繰越金 2,906 千円。9 款諸収入 13 千円。10 款町債 1 千円。歳入合計 383,074 千円。

歳出。1 款総務費 2,172 千円。2 款保険給付費 289,452 千円。3 款国民健康保険事業納付金 85,880 千円。4 款共同事業拠出金 1 千円。6 款保険事業費 3,450 千円。7 款基金積立金 1 千円。8 款公債費 2 千円。9 款諸支出金 116 千円。10 款予備費 2,000 千円。歳出合計 383,074 千円。

次に 15 ページをお願いいたします。議案第 26 号。平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について。平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算。平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条.歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141,321千円と定める。2.歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表.歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条.地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

歳出予算の流用、第3条.地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表歳入歳出予算、歳入。1款後期高齢者医療保険料46,583千円。2款使用料及び手数料1千円。3款国庫支出金918千円。4款繰入金93,749千円。5款繰越金1千円。6款諸収入69千円。歳入合計141,321千円。

歳出。1款総務費6,475千円。2款後期高齢者医療広域連合納付金74,534千円。3款後期高齢者医療費59,752千円。4款諸支出金60千円。5款予備費500千円。歳出合計141,321千円。

議長（伊藤芳孝君）

議案第25号、議案第26号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

始めに、議案第25号の質疑を行います。国民健康保険特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

次に、議案第26号の質疑を行います。後期高齢者医療特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第27～29号 -----

議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りします。日程第30、議案第27号『平成30年度東栄町簡易水道特別会計予算について』、日程第31、議案第28号『平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』、日程第32、議案第29号『平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』の3案件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第27号から議案第29号までを一括議題といたします。予算内容の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

予算書の 19 ページをご覧ください。議案第 27 号。平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計予算について。平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計予算。平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条. 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 147,674 千円と定める。2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表. 歳入歳出予算」による。

地方債、第 2 条. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表. 地方債」による。

一時借入金、第 3 条. 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

歳出予算の流用、第 4 条. 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第 1 表歳入歳出予算、歳入。1 款分担金及び負担金 216 千円。2 款使用料及び手数料 58,957 千円。3 款国庫支出金 5,566 千円。4 款県支出金 3,340 千円。5 款繰入金 63,594 千円。6 款繰越金 3,000 千円。7 款諸収入 1 千円。8 款町債 13,000 千円。歳入合計 147,674 千円。

歳出。1 款総務費 8,310 千円。2 款簡易水道事業費 51,817 千円。3 款水道建設費 40,664 千円。4 款公債費 45,883 千円。5 款予備費 1,000 千円。歳出合計 147,674 千円。

第 2 表地方債。起債の目的、東栄簡易水道建設事業。限度額 59,000 千円。起債の方法は証書借入でございます。利率、償還の方法につきましては記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

続いて予算書の 25 ページをご覧ください。議案第 28 号。平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について。平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算。平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条. 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 150,835 千円と定める。2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

地方債、第 2 条. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表. 地方債」による。

一時借入金、第 3 条. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

歳出予算の流用、第 4 条. 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

議案第 29 号。平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について。平成 30 年度東栄

町農業集落排水事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算。平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、1 条. 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,805 千円と定める。2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表. 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

歳出予算の流用、第 3 条. 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第 1 表歳入歳出予算、歳入。1 款分担金及び負担金 901 千円。2 款使用料及び手数料 39,312 千円。3 款国庫支出金 21,770 千円。4 款繰入金 75,051 千円。5 款繰越金 3,000 千円。6 款諸収入 1 千円。7 款下水道建設費 10,800 千円。歳入合計 150,835 千円

歳出。1 款下水道事業費 90,387 千円。2 款公債費 59,448 千円。3 款予備費 1,000 千円。歳出合計 150,835 千円。

第 2 表地方債。起債の目的、公共下水道長寿命化事業。限度額 10,800 千円。起債の方法は証書借入であります。利率及び起債の方法につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

続いて 31 ページをご覧ください。議案 29 号。平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について。平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算。平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条. 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 30,805 千円と定める。2. 歳入歳出予算の観光の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表. 歳入歳出予算」による。一時借入金、第 2 条. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。歳出予算の流用、第 3 条. 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第 1 表歳入歳出予算、歳入。1 款分担金及び負担金 301 千円。2 款使用料及び手数料 4,477 千円。4 款県支出金 4,000 千円。5 款繰入金 21,826 千円。6 款繰越金 200 千円。7 款諸収入 1 千円。歳入合計 30,805 千円。

歳出。1 款農業集落排水事業費 20,152 千円。2 款公債費 9,653 千円。3 款予備費 1,000 千円。歳出合計 30,805 千円。以上で、事業課関係の特別会計の説明を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 27 号から議案第 29 号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

始めに、議案第 27 号の質疑を行います。簡易水道特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

次に、議案第 28 号の質疑を行います。公共下水道事業特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

次に、議案第 29 号の質疑を行います。農業集落排水事業特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切ります。

議案第 30～35 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、各財産区特別会計予算の審議でございますが、ここでお諮りいたします。日程第 33・議案第 30 号から、日程第 38・議案第 35 号までの『平成 30 年度各財産区特別会計予算について』の 6 案件につきましては、一括議題とすると共に説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認め、説明を省略いたします。ただちに 6 案件全般についての質疑に入ります。各財産区特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切ります。

議案第 36 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 39、議案第 36 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について』の件を議題といたします。予算内容の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第 36 号。平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について。平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算。

総則、第 1 条. 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第 2 条. 業務の予定量は、次のとおりとする。(1)病床数 40 床。(2)年間患者数、入院 5,085 人、外来 34,621 人（附属診療所を含む）。(3)一日平均患者数、入院 13.9 人、外来 129.1 人（附属診療所を含む）。(4)主要な建設改良事業、医療機器購入費 1,005 千円、器具備品購入費 184 千円。

収益的収入及び支出、第 3 条. 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第 1 款. 病院事業収益 728,769 千円、支出、第 1 款. 病院事業費用 728,769 千円。

資本的収入及び支出、第 4 条. 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 25,037 千円は、過年度分損益勘定留保資金 25,037 千円で補てんするものとする。収入、第 1 款. 資本的収入 11,032 千円、支出、第 1 款. 資本的支出 36,069 千円。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第 5 条. 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)第 8 条に定める経費を除き予定支出の各項の経費。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第 6 条. 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費 439,830 千円、(2)交際費 94 千円。

他会計からの補助金、第 7 条. 一般会計からこの会計へ繰り出しする金額は、次のとおりと定める。一般会計負担金、企業債利息償還金 161 千円、運営費補てん金 253,390 千円。一般会計出資金、企業債元金償還金 10,439 千円、建設改良費 593 千円。

たな卸資産購入限度額、第 8 条. たな卸資産の購入限度額は、90,669 千円と定める。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 36 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。東栄病院事業特別会計予算の「収益的収入及び支出」、「資本的収入及び支出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切ります。

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 40、議案第 37 号『東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について』の件を議題といたします。提出者から説明を求めます。

（「議長、8 番」の声あり）

8 番、議会運営委員長。

8 番（柴田吉夫君）

予案第 37 号。東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について。東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案を次のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 8 日提出。提出者、東栄町議会議員、柴田吉夫。賛成者、東栄町議会議員、加藤彰男。

東栄町議会予算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条により特別委員会を設置し、同法第 98 条第 1 項に係る事項を当委員会に付託するものとする。記。1. 名称、東栄町議会予算特別委員会。2. 設置の根拠、地方自治法第 109 条及び東栄町議会委員会条例第 4 条による。3. 目的、東栄町一般会計予算及び東栄町各特別会計予算の審査を行なう。4. 委員の定数、9 名。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 37 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより議案第 37 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 37 号『東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 委員会付託 -----

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本日上程されました案件の審議が日程どおりすべて終了いたしました。ここでお諮りいたします。本日上程されました案件の内、本日議了いたしました 3 案件を除く 32 案件につきましては、「所管の常任委員会」及び「予算特別委員会」に付託したいと思います。

ただ今から事務局に付託表を配布させますのでよろしくお願いいたします。

付託表の配布

お諮りいたします。ただ今お配りした「付託表」のとおり、各委員会に付託することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、お手元にご配布いたしました付託表のとおり「各常任委員会」及び「予算特別委員会」に付託することに決定いたしましたので、よろしくご審議をお願い致します。

また、会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決を頂いたとおりでございますので、それぞれご出席をお願い申し上げます。

----- **散 会** -----

議長（伊藤芳孝君）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。